### 税務訴訟資料 第265号-58 (順号12641)

東京地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 消費税更正処分等取消請求事件 国側当事者・国(芝税務署長) 平成27年3月26日棄却・控訴

判

原告株式会社A

同代表者代表取締役 甲

同訴訟代理人弁護士 鳥飼 重和

佐藤 香織神田 芳明

同補佐人税理士 窪澤 朋子

被告

同代表者法務大臣上川 陽子処分行政庁芝税務署長

芳賀 清喜

同指定代理人 長谷川 武久

木村快齋藤若原小山大本茶谷本茶茶

主

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

#### 第1 請求

- 1 処分行政庁が平成22年4月28日付けで原告に対してした平成19年1月1日から同年3月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正のうち還付消費税額5658万4548円を下回る部分及び還付地方消費税額1414万6137円を下回る部分並びに過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成22年4月28日付けで原告に対してした平成19年4月1日から同年6月30日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正のうち還付消費税額5187万9076円を下回る部分及び還付地方消費税額1296万9769円を下回る部分並びに過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成22年4月28日付けで原告に対してした平成19年7月1日から同年9

月30日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正のうち還付消費税額6537万39 04円を下回る部分及び還付地方消費税額1634万3476円を下回る部分並びに過少申告 加算税賦課決定を取り消す。

- 4 処分行政庁が平成22年4月28日付けで原告に対してした平成19年10月1日から同年 12月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正のうち還付消費税額6130万 8026円を下回る部分及び還付地方消費税額1532万7006円を下回る部分並びに過少 申告加算税賦課決定を取り消す。
- 5 処分行政庁が平成22年4月28日付けで原告に対してした平成20年1月1日から同年3月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正のうち還付消費税額6736万8671円を下回る部分及び還付地方消費税額1684万2167円を下回る部分並びに過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 6 処分行政庁が平成22年4月28日付けで原告に対してした平成20年4月1日から同年6月30日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正のうち還付消費税額5507万45 86円を下回る部分及び還付地方消費税額1376万8646円を下回る部分並びに過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 7 処分行政庁が平成22年4月28日付けで原告に対してした平成20年7月1日から同年9月30日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正のうち還付消費税額4832万31 29円を下回る部分及び還付地方消費税額1208万0782円を下回る部分並びに過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 8 処分行政庁が平成22年4月28日付けで原告に対してした平成20年10月1日から同年 12月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正のうち還付消費税額2988万 9895円を下回る部分及び還付地方消費税額747万2473円を下回る部分並びに過少申 告加算税賦課決定を取り消す。
- 9 処分行政庁が平成22年4月28日付けで原告に対してした平成21年1月1日から同年3月31日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正のうち還付消費税額2651万87 13円を下回る部分及び還付地方消費税額662万9678円を下回る部分並びに過少申告加 算税賦課決定を取り消す。
- 10 処分行政庁が平成22年4月28日付けで原告に対してした平成21年4月1日から同年6月30日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正のうち還付消費税額2303万8475円を下回る部分及び還付地方消費税額575万9618円を下回る部分並びに過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 11 処分行政庁が平成22年4月28日付けで原告に対してした平成21年7月1日から同年9月30日までの課税期間分の消費税及び地方消費税の更正のうち還付消費税額3432万5278円を下回る部分及び還付地方消費税額858万1319円を下回る部分並びに過少申告加算税賦課決定を取り消す。

# 第2 事案の概要

本件は、旅行業法に基づく旅行業等を目的とする日本法人である原告が、外国法人であるB(以下「B社」という。)の主催する訪日旅行ツアー(以下「本件訪日ツアー」という。また、本件訪日ツアーに参加する外国人旅行客を「本件訪日旅行客」という。)についてB社との間で行っている取引(以下「本件取引」という。)が消費税法7条1項により消費税が免税される取引に当たる

として(以下、消費税法7条1項により消費税が免除される取引を広く「輸出免税取引」という。)、 平成19年1月1日から同年3月31日までの課税期間(以下「平成19年3月期」といい、同様 に本件において係争の対象とされている原告の3箇月ごとの課税期間を、順に「平成19年6月期」、 「平成19年9月期」、「平成19年12月期」、「平成20年3月期」、「平成20年6月期」、「平 成20年9月期」、「平成20年12月期」、「平成21年3月期」、「平成21年6月期」及び「平成 21年9月期」という。)から平成21年9月期までの各課税期間(以下「本件各課税期間」とい う。) の消費税及び地方消費税(以下、併せて「消費税等」という。) につき、本件取引に基づいて B社から受領した対価の額を課税標準額に算入せずに確定申告をしたところ、処分行政庁から、本 件取引が輸出免税取引に該当せず、本件取引の対価の一部が消費税の課税標準額に算入されるとし て、平成22年4月28日付けで各更正(以下「本件各更正処分」という。また、平成19年3月 期の更正を「平成19年3月期更正処分」といい、他の課税期間についても同様とする。)及び各 過少申告加算税賦課決定(以下「本件各賦課決定処分」という。また、平成19年3月期の過少申 告加算税賦課決定を「平成19年3月期賦課決定処分」といい、他の課税期間についても同様とす る。)を受けたため、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分が違法であるとして、本件各更正処 分のうち環付金額が確定申告額を下回る部分及び本件各賦課決定処分の取消しを求める事案であ る。

# 1 関係法令の定め

本件の関係法令の定めは、別紙1のとおりである。

2 前提事実(証拠等の掲記がないものは当事者間に争いがない。)

# (1) 当事者等

ア 原告は、本邦において、平成17年9月●日に旅行業法に基づく旅行業、観光ガイド業などを目的として設立された法人であり、B社の海外子会社の一つである。B社は、原告の株式の70%を保有している。

原告は、平成17年10月20日、消費税法19条1項4号に基づき、処分行政庁に対し、 課税期間を3箇月ごとの期間に短縮する消費税課税期間特例選択届出書を提出している。 (甲35、乙12、13)

イ B社は、M国(以下「M国」という。)において旅行業を営む本邦内に主たる事務所を有しない非居住者たる外国法人である。B社は、M国及び英国において上場をし、世界各地において企画旅行を主催しており、世界に8の海外子会社と20の連絡事務所、海外子会社の支店又は総販売代理店を有しているが、本邦内には、支店、出張所その他の事務所を有していない。

M国の法令である観光振興法は、旅行業を経営する者が国外旅行をしようとする旅行者のために旅行の目的地、日程、旅行者が提供を受ける運送又は宿泊等のサービス内容及びその料金等に関する事項をあらかじめ定めてそれに参加する旅行者を募集して実施する旅行を「企画旅行」とし(同法 2 条 3 号)、同法 4 条 1 項に基づき旅行業の登録をした者が、M国の法令である文化体育観光部令で定める要件を備えて、同令で定めるところにより企画旅行を実施することができるところ(同法 1 2 条)、B社は、同法 4 条 1 項に基づく登録をしている。(甲 8 、 3 5 、 3 8 、 4 0)

#### (2) 本件取引

原告は、本件取引において、B社に対し、本件訪日旅行客の国内における飲食場所、宿泊先、

交通手段等を確保し、これらを組み合わせて提供している。

- (3) 本件各更正処分及び本件各賦課決定処分に至る経緯等
  - ア 原告は、別表1のとおり、法定申告期限までに、処分行政庁に対し、本件各課税期間の消費税等の確定申告をした。原告は、本件取引は輸出免税取引に該当し、本件取引に基づいて B社から受領した対価は輸出免税取引に係る対価であるとして、当該対価の額を課税標準額に算入せず、一方、原告が本件訪日ツアーにおける国内での飲食、宿泊、運送等についてレストラン、ホテル、バスや電車等の各種サービス提供機関に対して支払う利用料金を課税仕入れ(消費税法2条1項12号)に係る支払対価の額に算入した。
  - イ 処分行政庁は、平成22年4月28日付けで、原告に対し、本件各更正処分及び本件各賦 課決定処分をした。なお、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分には理由が付記されてい ないが、処分行政庁は、同日、消費税等が課されることにより所得金額が減算されたこと等 を理由としてした原告の法人税の更正処分において、本件訪日ツアーにおける国内での飲食、 宿泊、運送等の役務の提供は国内において直接便益を享受するものであることから、消費税 法施行令17条2項7号により輸出免税取引に該当せず、国内において行う課税資産の譲渡 等に該当することから課税売上げとすべきものであるとしており、本件各更正処分及び本件 各賦課決定処分の理由も同様であった。(甲5、弁論の全趣旨)
  - ウ 原告は、平成22年6月23日、東京国税局長に対し、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分について異議申立てをしたところ、東京国税局長は、同年9月15日付けで、異議申立てを棄却する旨の決定をした。棄却の理由は、本件訪日ツアーにおける国内での飲食、宿泊、運送等の役務の提供は、原告がこれらの役務の提供を受けると同時にB社に対して(B社は非居住者である本件訪日旅行客に対して)これを提供したものと認めることが相当であり、原告からB社に対する本件訪日ツアーにおける国内での飲食、宿泊、運送等の役務の提供は、非居住者に対して行われる役務の提供で国内における飲食又は宿泊及びこれらに準ずるもので国内において直接便益を享受するものに該当すると認められ、本件取引のうち国内における飲食、宿泊、運送等の役務の提供は輸出免税取引に該当せず、国内において行う課税資産の譲渡等、すなわち、課税取引に該当するというものであった。(甲6)
  - エ 原告は、平成22年10月15日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分及び本件各 賦課決定処分について審査請求をした。

原告は、審査請求において、東京国税局長に対し、①国内における飲食、宿泊、運送等の役務の提供を行う主体は誰か、②国内における飲食、宿泊、運送等の役務の提供の具体的内容は何か、④本件取引が消費税法施行令17条2項7号イないしハのいずれに該当するか等の釈明を求めたところ、東京国税局長は、①国内における飲食、宿泊、運送等の役務の提供を行う主体は、消費税法7条1項、消費税法施行令17条2項7号の適用上、原告である、②国内における飲食、宿泊、運送等の役務の提供を受ける対象は、消費税法7条1項、消費税法施行令17条2項7号の適用上、B社である、③国内における飲食、宿泊、運送等の役務の提供を受ける対象は、消費税法7条1項、消費税法施行令17条2項7号の適用上、B社である、③国内における飲食、宿泊、運送等の役務の提供とは、飲食、宿泊、旅客運送又は催し物への入場等の役務の提供を受けることである、④宿泊又は飲食については同号口に該当し、旅客運送又は催し物への入場等については同号へに該当する旨回答した。

国税不服審判所長は、平成23年6月14日付けで、審査請求を棄却する旨の裁決をした。

(甲7、8、25)

オ 原告は、平成23年12月12日、本件訴訟を提起した。(顕著な事実)

3 被告の主張する本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の適法性の根拠

被告が本件訴訟において主張する本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の適法性の根拠は、 別紙2のとおりである。

被告は、被告が本件訴訟において主張する原告の本件各課税期間の納付すべき消費税等の合計額は、本件各更正処分における納付すべき消費税等の額を上回るから、本件各更正処分はいずれも適法であり、被告が本件訴訟において主張する原告の過少申告加算税の各金額は、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の各金額と同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法であると主張している。

4 争点及び争点に関する当事者の主張の要旨

本件の争点は、①本件取引が消費税法7条1項1号に該当するか否か(消費税法7条1項1号該当性)、②本件取引が消費税法7条1項5号、消費税法施行令(平成23年政令第198号による改正前のもの。以下同じ。)17条2項6号に該当するか否か(消費税法7条1項5号、消費税法施行令17条2項6号該当性)、③本件取引が消費税法7条1項5号、消費税法施行令17条2項7号に該当するか否か(消費税法7条1項5号、消費税法施行令17条2項7号該当性)、④理由の差替えの可否である。争点に関する当事者の主張の要旨は、以下のとおりである。

(1) 消費稅法7条1項1号該当性(争点(1))

#### ア原告

- (ア) a 消費税法7条1項1号の「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」における「資産の譲渡」とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡」(同法2条1項8号)である。「資産」とは、棚卸資産、固定資産等の有形資産から商標権、特許権等の無形資産まで、およそ取引の対象となる全ての資産を含む広い概念であり、「資産の譲渡」とは、資産の同一性を維持しつつ、それを他人に移転することであるとされている。
  - b 本件取引は、原告があらかじめ一定数かつ一定条件で各種サービス提供機関から飲食、宿泊、運送等の役務の提供を受ける権利(以下「サービス利用権」という。)を確保し、市場の動向を踏まえた自らの企画によってこれらを組み合わせて組成された旅行パッケージ商品(以下「本件旅行パッケージ商品」という。)をB社に販売するというものであり、旅行者がM国内の旅行代理店から購入する本件訪日ツアーの詳細が決定してからB社の依頼を受けて各種サービス提供機関との交渉を始めるというものではない。

したがって、本件取引は、売買契約としての性質を有するものである。

原告がB社との間で作成した業務提携契約書(以下「本件業務提携契約書」という。)、 業務提携付属約定書(以下「本件業務提携付属約定書」という。)、原告が各種サービス提供機関との間で作成した契約書ないし覚書(以下「本件契約書等」という。)の 各文言と現実の具体的な取引には多くの異なる部分がある。また、税務調査における 原告代表者及び原告の次長の答述を記載したとする平成21年7月23日付け調査 報告書(以下「本件調査報告書」という。)は、原告代表者及び原告の次長の答述内 容を正確に記載していない。 c 以上に基づき消費税法7条1項1号の該当性を検討すると、まず、本件旅行パッケージ商品は、無形資産であるサービス利用権を組み合わせて一体として組成された商品であるから「資産」に該当する。そして、本件取引は、かかる「資産」をその同性を保持しつつB社に販売、移転しているから、本件取引は「資産の譲渡」に該当する。なお、「資産の譲渡」に該当することは、原告が各種サービス提供機関との間で固定料金を定めている場合があり、本件取引において売上総損益の段階で赤字となるリスクを負担していることからも明らかである。

さらに、B社は、国内に支店、出張所その他の事務所を有していないため、B社に対する本件旅行パッケージ商品の販売は「本邦からの輸出として行われる」といえる。

- d 以上のとおり、本件取引はB社に対する本件旅行パッケージ商品の販売であり、「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」に当たり、消費税法 7 条 1 項 1 号に該当する。
- (イ)消費税法施行規則5条1項1号は「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け」のうち輸出の許可を受ける貨物の場合について定めたものであるから、本件取引に係る輸出免税取引の証明については、同号は適用されず、同項4号が適用される。

そして、同号は、当該資産の譲渡等を行った相手方との契約書その他の書類で、①当該 資産の譲渡等を行った事業者の氏名又は名称及び当該事業者のその取引に係る住所等(当 該資産の譲渡等が消費税法施行令6条2項6号に掲げる役務の提供である場合には、同号 に定める場所を含む。)(イ)、②当該資産の譲渡等を行った年月日(ロ)、③当該資産の譲 渡等に係る資産又は役務の提供の内容(ハ)、④当該資産の譲渡等の対価の額(ニ)並び に⑤当該資産の譲渡等の相手方の氏名又は名称及び当該相手方のその取引に係る住所等 (ホ)が記載されているものが必要であるとしているところ、原告は、取引の相手方であ るB社の住所等を始め、譲渡年月日、本件旅行パッケージ商品やサービス利用権の内容、 対価の額等が記載された書類を事務所に保存しており、同号の要件を充たしている。

#### イ 被告

- (ア) a 原告が譲渡したと主張する本件旅行パッケージ商品については、そもそもサービス 利用権の内容が曖昧である上、各種サービス提供機関が原告に対してサービス利用権 を設定ないし譲渡したとは認められず、また、原告がB社に本件旅行パッケージ商品 という無形資産を譲渡したとも認められない。
  - b 消費税法7条1項1号の「輸出」とは、貨物を外国に仕向けられた船舶又は航空機に積み込むことをいい、船舶又は航空機への積込みという貨物の物理的な移転行為を捉えた概念であるから、同号の「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け」とは、資産を譲渡し又は貸し付ける取引のうち、当該資産を外国に仕向けられた船舶又は航空機に積み込むことによって当該資産の引渡しが行われるものをいうと解するのが相当である。しかるに、原告が、本件取引において主張する「資産」である本件旅行パッケージ商品とは、無形資産であるサービス利用権を組み合わせて一体として組成された商品であり、無形のものであるというのであるから、上記の「外国に仕向けられた船舶又は航空機に積み込むことによって当該資産の引渡しが行われるもの」に当たらず、本件取引は、原告の主張を前提としても、消費税法7条1項1号の輸出免税取引に該当しない。

- c 以上によれば、本件取引は「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」に当たらず、消費税法7条1項1号に該当しない。
- (イ)消費税法7条2項は、当該課税資産の譲渡等が同条1項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることについて、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、同項の規定を適用しない旨定めているところ、消費税法施行規則5条1項1号は、消費税法7条1項1号の「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡」に該当する輸出免税取引として輸出免税を受けるためには、当該資産の輸出に関する税関長証明書類を整理し、当該課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等に保存することによって、当該資産の譲渡等が同号に定める輸出免税取引に該当することを証明しなければならず、また、税関長証明書類には消費税法施行規則5条1項1号イないしニに定められた事項(当該資産を輸出した事業者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地(イ)、当該資産の輸出の年月日(ロ)、当該資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額(ハ)、当該資産の仕向地(二))が記載されていることを要する旨定めている。

原告は、本件訴訟において、本件取引が輸出免税取引に該当すると主張しており、同号にのっとり、輸出免税取引に該当することが証明されたものであることを明らかにすべきであるところ、これを明らかにしていないから、消費税法7条1項を適用するための手続的要件も備わっていない。

なお、仮に、原告の主張のとおり本件取引に係る輸出免税取引の証明に消費税法施行規則 5 条 1 項 4 号が適用されると解しても、原告が当該資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容が記載された書面を保存しているとは認められない。

(2)消費稅法7条1項5号、消費稅法施行令17条2項6号該当性(争点(2))

### ア原告

- (ア) a 環境省及び経済産業省は、京都議定書に基づく二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減の約束を達成するために、温室効果ガスの排出実績量に相当する量以上のクレジット(温室効果ガスの排出削減量(枠)として、システム上1t単位の識別番号で表示されるもの)を保有する必要があり、クレジットが電子的に管理され、政府間あるいは事業者間で取引が行われていることから、クレジットに資産性があるものと考え、また、クレジットが非居住者に対して譲渡された場合には、当該クレジットが消費税法施行令6条1項5号に掲げる資産に準ずるものとして、同施行令17条2項6号が適用され、輸出免税取引に該当するものと解し、これらに対する回答を国税庁に求めたところ、国税庁の回答は当該解釈に異を唱えず、クレジットの取引が輸出免税取引に該当するものと判断しているものである。
  - b そうすると、国税庁は、消費税法施行令6条1項4号ないし7号が当該条文に掲げられた資産にとどまらず、当該資産以外の各種権利を含む無体財産権を指すと解したものと考えられ、この立場からすると、原告がB社に譲渡した各種サービス利用権で構成される本件旅行パッケージ商品についても、同項4号ないし7号に掲げる資産に準ずるものに該当することとなる。
  - c したがって、本件取引は消費税法7条1項5号、消費税法施行令17条2項6号に 該当する。

(イ)本件取引が消費税法7条1項5号、消費税法施行令17条2項6号に該当するとすると、本件取引に係る輸出免税取引の証明には消費税法施行規則5条1項4号が適用されることとなるところ、原告は、取引の相手方であるB社の住所等を始め、譲渡年月日、本件旅行パッケージ商品やサービス利用権の内容、対価の額等が記載された書類を事務所に保存しており、同号の要件を充たしている。

#### イ 被告

- (ア) a 原告の指摘する国税庁の回答は、一定の事実関係の下で、クレジットが消費税法施行令6条1項5号に掲げる特許権等の特定の資産に準ずるものとして、クレジットの取引が輸出免税取引に該当し得ることを認めた事例にすぎず、一般論として、同項4号ないし7号に掲げられた資産以外の無形資産が広くこれらに掲げる資産に準ずるものであることを明らかにしたものではない。
  - b 原告のいうサービス利用権や各種サービス利用権で構成される本件旅行パッケージ商品という概念は、そもそもいかなる内容の権利ないし資産であるか、また、そのような権利ないし資産が取引の対象として認識されているのか否かさえ明らかではなく、このようなサービス利用権やサービス利用権で構成される本件旅行パッケージ商品は、クレジットのように法律上の利益又は地位としての実体を有し、取引するための基本的な法的基盤が整備されたものと同列に論じることができないのは明らかである。
  - c 以上によれば、本件取引は、消費税法7条1項5号、消費税法施行令17条2項6 号に該当しない。
- (イ) 前記のとおり、サービス利用権という権利ないし資産がいかなる内容の権利ないし資産であるのか、また、そのような権利ないし資産が取引の対象として認識されているのか否かすら明らかではないから、少なくとも、当該資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(消費税法施行規則5条1項4号ハ)が記載された書類を保存しているとは認められず、同号の証明がされたと認めることはできない。
- (3) 消費稅法7条1項5号、消費稅法施行令17条2項7号該当性(争点(3))

#### ア原告

- (ア) a 消費税法7条1項5号、消費税法施行令17条2項7号を併せて読むと、事業者が 国内において行う課税資産の譲渡等のうち、非居住者に対して行われる役務の提供で、 国内における飲食又は宿泊及びこれらに準ずるもので国内において直接便益を享受 するもの以外のものは、輸出免税取引に該当する。これを文理解釈すれば、「役務の 提供」は、「事業者」が「非居住者」に対して行ったものでなければならない。
  - したがって、事業者以外の者が行った役務の提供若しくは非居住者以外の者が受けた役務の提供は、同号における「役務の提供」には含まれない。
  - b そして、「役務の提供」とは、課税物件となる国内取引(消費税法4条1項)である役務の提供をいい、「非居住者」とは、課税物件となる国内取引である役務の提供を国内において受けることとなる相手方をいう。
  - c このように解すると、仮に本件取引について「役務の提供」と解する余地があると しても、それは事業者である原告から非居住者であるB社に対して行われる国内にお いて行う各種サービス提供機関の手配及び本件旅行パッケージ商品の企画又は製作

という役務の提供と解されるが、かかる役務の提供は消費税法施行令17条2項7号 ロ及びハに規定するところの「国内における飲食又は宿泊」及び「国内において直接 便益を享受するもの」には当たらない。

したがって、本件取引のうち各種サービス提供機関の手配及び本件旅行パッケージ 商品の企画又は製作という役務の提供は、消費税法7条1項5号、消費税法施行令1 7条2項7号イないしハに当たらないため、本件取引は、消費税法7条1項5号、消費税法施行令1 費税法施行令17条2項7号に規定されるところの輸出免税取引に該当する。

(イ)本件取引が消費税法7条1項5号、消費税法施行令17条2項7号に該当するとして、 本件取引は、消費税法施行規則5条1項4号の要件を充たしている。

#### イ 被告

- (ア) a 消費税は、付加価値税としての性質を有する租税であり、原則として全ての物品とサービスの消費に広く薄く課税することをその目的、性質とするものであり、消費税法施行令17条2項7号は、このような消費税の目的、性質から、非居住者に対して行われる役務の提供であっても、同号イないしハのように役務の提供によってもたらされる便益が国内において直接享受(消費)され、その役務の提供が国境をまたがずに国内において完結するようなものについては、輸出免税取引の対象とならないことを規定したものである。本件取引は、次のbないしdの構成により同号ロ又はハに該当する。
  - b 原告は、本件取引において、国内における飲食、宿泊、運送等を本件訪日旅行客に 提供する役割を担っており、各種サービス提供機関との取引関係を用いることにより、 本件訪日旅行客に対して、国内における飲食、宿泊、運送等の役務の提供を行い、こ れによって本件訪日旅行客は、国内において、レストラン等で飲食し、ホテル等で宿 泊し、バスや電車等によって運送され、その他の各種サービス提供機関からこれら以 外の役務の提供を受けてその便益を享受するものである。

これらの役務の提供と消費税法施行令17条2項7号イないしハに掲げる役務の 提供の内容を照らし合わせると、本件取引については、同号イの「国内に所在する資 産に係る運送又は保管」に該当するものはなく、本件訪日旅行客に対するこれらの役 務の提供のうち、飲食及び宿泊の提供は、同号ロの「国内における飲食又は宿泊」に 該当する。

また、バスや電車等による旅客の運送等の役務の提供については、同号ロの「国内における飲食又は宿泊」には当てはまらないものの、「国内における飲食又は宿泊」のように本件訪日旅行客が国内において通常利用し、消費するものであるから、「国内における飲食又は宿泊」に準ずるものといえ、国内においてその便益を直接享受するものでもある。したがって、バスや電車等による旅客の運送等の役務の提供は、同号ハに掲げる役務の提供に該当する。

以上のとおり、原告の本件訪日旅行客に対する役務の提供は、消費税法施行令17 条2項7号ロ及びハに該当する。

c また、原告は、B社から、本件取引により、B社が本件訪日旅行客に対して実現すべき各種サービスのうち国内での飲食、宿泊、運送等の提供を実現する依頼を受け、B社からその対価を得るという取引を行っているものであり、原告は、B社に対し、

「本件訪日旅行客に対して国内における飲食、宿泊、運送等の役務を提供する」という役務の提供を行うものである。そして、B社は、原告が本件訪日旅行客に対して飲食、宿泊、運送等の役務を提供することによって自らが主催する本件訪日ツアーにおける国内の行程を実行、実現することができることとなるから、B社は、原告による「本件訪日旅行客に対して国内における飲食、宿泊、運送等の役務を提供する」という役務の提供によってもたらされる便益を国内で直接享受するものである。

この場合、「非居住者」はB社であり、原告は、B社に対し、「本件訪日旅行客に対して国内における飲食、宿泊、運送等の役務を提供する」という役務の提供を行っているところ、原告がB社に対して提供するこの役務は、本件訪日旅行客に対する国内における飲食、宿泊、運送等の役務の提供と等しく重なる。すなわち、原告は、本件訪日旅行客に対して国内における飲食、宿泊、運送等の役務を提供することによって、B社に対する役務の提供を行っているのであり、原告のB社に対する役務の提供は、その内容を個々に見れば、本件訪日旅行客に対する「国内における飲食又は宿泊」といった役務の提供や、本件訪日旅行客に対する国内における運送や各種サービス提供機関から受ける各種の役務の提供、すなわち国内における飲食又は宿泊に準ずるもので、国内において直接便益を享受する役務の提供と、性質上等しく重なる。

したがって、原告のB社に対する役務の提供の性質、内容を踏まえれば、原告は、「非居住者」であるB社に対して、「国内における飲食又は宿泊」及びこれに「準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの」という本件訪日旅行客に対する役務の提供と等しく重なる役務の提供を行っているから、原告のB社に対する役務の提供もまた、「国内における飲食又は宿泊」(消費税法施行令17条2項7号ロ)及びこれに「準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの」(同号ハ)に該当すると評価することができる。

d さらに、消費税法施行令17条2項7号が「国内に所在する資産に係る運送又は保管」、「国内における飲食又は宿泊」及びこれらに「準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの」を輸出免税取引から除外しているのは、これらが国境をまたがない、正に国内において消費されるサービスであり、輸出と捉え得るものではないという点にあることに加え、消費税が事業者から消費者に提供される物品、サービスの消費全体に広く薄く税負担を求める租税であることにも照らすと、同号ハにいう「(イ及びロに)準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの」の範囲を殊更に限定的に解釈することは相当でなく、本件のように、本件取引により、B社に対し、「本件訪日旅行客に対して国内における飲食、宿泊、運送等の役務を提供する」という役務を提供することも同号への「(イ及びロに)準ずるもの」に含まれると解すべきである。

以上によれば、原告のB社に対する役務の提供は、仮に同号口にいう「国内における飲食又は宿泊」自体ではないと評価されるとしても、同号ハにいう「イ及び口に準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの」に当たるというべきである。

- e したがって、原告の役務の提供は、消費税法施行令17条2項7号ロ及びハあるいは同号ハのみに該当する。
- (イ) 原告は、消費税法施行規則5条1項4号にのっとって、本件取引が輸出免税取引に該当

することが証明されたものであることを明らかにすべきであるところ、原告がこれを明らかにしているとはいえないから、消費税法7条1項を適用するための手続的要件が備わっているとも認め難い。

# (4) 理由の差替えの可否(争点(4))

#### ア原告

- (ア) 一般に、行政処分に理由の付記が求められるのは、処分行政庁の判断の慎重さ及び合理性を担保してその恣意を抑制する(処分適正化機能)とともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与える(争点明確化機能)ことにある。したがって、理由の差替えを自由に認めることは、不服申立て段階において原告が争う機会を失わせるものといわざるを得ず、原告の手続的権利に格別の支障を生じさせることとなるから許されないというべきである。
- (イ)本件各更正処分は消費税に係るものであるため、法人税及び所得税の青色申告に対する更正処分(法人税法130条2項、所得税法155条2項)に求められているような理由の付記は法定されていないが、平成22年4月28日付けでされた本件各更正処分に係る法人税更正処分において、原告は、日本に支店等を持たない非居住者であるB社が主催する本件訪日ツアーに係る国内における行程の企画、手配を行い、国内における旅行サービスをパッケージ商品としてB社に提供し、B社から受ける当該サービスの対価を本件各課税期間の消費税の計算において輸出免税売上げとしているところ、当該役務の提供のうち国内における飲食、宿泊、運送等の役務の提供については国内において直接便益を享受するものであることから消費税法施行令17条2項7号により輸出免税取引に該当せず、国内において行う課税資産の譲渡等に該当することから課税売上げとすべきものであるとの更正の理由が付記されていたところである。

また、原告は、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分についての異議申立てをしているところ、東京国税局長は、異議申立てに理由がないとしてこれを棄却する旨の決定をしている。このような決定においては、異議申立てに理由がないとする根拠として付記されている当該決定の理由の内容が当該処分の理由の内容を示すものである。そうすると、処分行政庁が本件各更正処分の理由としているものは、当該決定の理由である、原告が行う役務の提供の相手方である非居住者はB社であり、その非居住者に対する役務の提供の内容は、原告が自ら役務の提供を行うもの以外のものについては、各種サービス提供機関が本件訪日旅行客に対して行うというものである。したがって、被告、処分行政庁ないし異議審理庁である東京国税局長はその後の審査請求及び取消訴訟においてもかかる理由によって処分の適法性を主張すべきである。

この点、東京国税局長は、審査請求において、原告が行う役務の提供の相手方である非居住者はB社であるとする主張は維持したものの、役務の提供の内容については、B社が原告から国内における飲食、宿泊、運送等のサービスを受けていたとする主張に変更している。しかしながら、理由の付記が法定されていない処分について、当該処分に対する異議申立てに理由がないとしてこれを棄却する旨の決定に理由が付記されて当該処分が維持され、これを不服として審査請求が行われる場合に、その審理中に、当該処分行政庁ないし異議審理庁は、弁明書などをもって、決定に付記されている理由に新たな理由を追加し又はこれを別異の理由として差し替えることは許されないものというべきである。

さらに、被告は、本件訴訟において、これまで原告が役務の提供を行っていた非居住者 はB社であると主張していたにもかかわらず、一転して、国内の飲食、宿泊、運送等の役 務は本件訪日旅行客に対して提供されたものであるなどとその主張内容を変更している。 しかしながら、取消訴訟の審理中に、被告ないし処分行政庁が既に明示している処分の理 由に新たな理由を追加し又はこれを別異の理由と差し替えることは、それまでその被告な いし処分行政庁が明示している処分の理由を争ってきた原告をないがしろにする被告な いし処分行政庁の行為であるといわなければならない。とりわけ、異議申立て、審査請求 に対する決定、裁決が前置されている取消訴訟の審理中に、被告ないし処分行政庁が既に 明示している処分の理由に新たな理由を追加し又はこれを別異の理由と差し替えること は、原告が異議申立て、審査請求、取消訴訟と引き続いて被告ないし処分行政庁が明示す る処分の理由を争ってきた経緯を突然に無きものとするに等しい行為であって、それは、 とりもなおさず、被告ないし処分行政庁が争いの対象となっているこれまでの自らが明示 する処分の理由を無にするものであり、処分についてはもとより、決定、裁決についても、 実質的にはその決定、裁決の理由が付記されていなかったことと同じである。ましてや、 原告は、東京国税局長に対し、審査請求において、課税要件に係る重要な事実に対する釈 明をし、東京国税局長はこれを明らかにしたものであって、それにもかかわらず、本件訴 訟においてその重要な事実に関する主張のほとんどを変更することは、原告を不利益な状 況に置くものであり、原告の手続的権利に格別の支障を生じさせることとなる。

(ウ)以上のとおり、本件訴訟における被告ないし処分行政庁の理由の差替えによる主張は、 原告の手続的権利に格別の支障を生じさせることとなるから、許されない。

# イ 被告

- (ア)被告ないし処分行政庁は、本件取引が消費税法施行令17条2項7号の規定に基づき輸出免税取引とならないことを本件各更正処分の理由として一貫して主張しているものであり、本件訴訟における被告の主張は、原告の手続的権利に格別の支障を生じさせることとなる理由の差替えには該当しない。
- (イ) 課税処分の取消訴訟における訴訟物は、処分の主体、内容、手続及び方式等全ての面における違法、すなわち、処分の違法性一般であるとされている。この場合、課税処分の同一性の捉え方によって、訴訟物の範囲は異なってくるが、判例は、課税処分の同一性を、それによって確定される税額の同一性によって捉えるという総額主義を採ることを明らかにしている。

この総額主義によれば、課税処分によって確定された税額が、総額において租税実体法によって客観的に定まっている税額を超えていなければ、当該課税処分は適法である。そのため、課税処分の取消訴訟における審理の範囲は、課税処分によって確定された税額が総額において処分時に客観的に存した税額を上回るか否かを判断するに必要な事項の全部に及び、処分理由は単なる攻撃防御の方法にすぎないから、民事訴訟法156条及び157条によって主張が制限される場合があることは別として、被告ないし処分行政庁は、処分時の処分理由とは異なる理由を主張することができる。

そして、本件各更正処分は消費税等に係る更正処分であり、消費税法上、理由の付記は 法定されていないところ、判例は、処分の正当性を維持する理由として、更正の段階にお いて考慮されなかった事実を新たに主張することも許されると解するのが相当と判示し ている。

したがって、本件訴訟における被告ないし処分行政庁の主張が仮に理由の差替えに該当するとしても、被告ないし処分行政庁は、上記のとおり、本件各更正処分に係る処分時の処分理由と異なる理由を主張することができ、本件各更正処分の段階において考慮されなかった事実を新たに主張することも許されるのであるから、その主張が制限される理由はない。

### 第3 当裁判所の判断

1 消費税法7条所定の輸出免税取引該当性についての主張立証責任

消費税法7条1項は、事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、同項各号に掲げるものに該当するものについては消費税を免除することとして、同項各号に輸出免税取引となる取引類型を列挙しているところ、同法は、課税資産の譲渡等の対価の額を消費税の課税標準と定めており(同法28条1項本文)、課税資産の譲渡等があれば、その対価については原則として消費税が課税され、それが免除されることが例外であること、同法7条1項各号所定の輸出免税取引に該当すれば、当該取引に係る課税資産の譲渡等の対価については消費税が免除され、納税者がその利益を享受するものであることからすれば、輸出免税取引該当性が問題となっている更正の取消訴訟において、納税者が行った取引が輸出免税取引に該当することについては、納税者である原告が主張立証責任を負担するものと解するのが相当である。

# 2 本件取引の性質及び内容

本件の各争点は、本件取引が輸出免税取引に該当するか否かに関連しているところ、これらを判断する前提として、まず本件取引の性質及び内容を検討する。

# (1) 認定事実

掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

### ア 本件取引の流れ

原告とB社との間の本件取引の流れは、概要、以下のとおりであった。

- (ア) 原告は、B社との間で、本件業務提携契約書及び本件業務提携付属約定書を作成するとともに、各種サービス提供機関との間で、本件契約書等を作成した。(甲20、29の1・2、30、乙14ないし16、21ないし23)
- (イ) 原告は、本件契約書等を前提に、その時点での市場の動向に合わせ、飲食場所、宿泊先、交通手段等を組み合わせたプランを新たに企画し、又は既にあるプランの一部を変更したプランを企画した上で、あらかじめ各種サービス提供機関に主に電話で連絡をして、企画したプランの日程のサービスを確保しておいた。そして、原告は、B社に対し、B社との間で構築されたイントラネット上のメール等を利用して、企画したプランを提案した。B社は、場合によっては、この提案に対して、M国の市場の動向等の情報提供をすることがあり、原告は、このような提供された情報をプランに反映させた。原告は、プランが完成するまで、各種サービス提供機関に連絡を取りつつ、プランに合った飲食場所、宿泊先、交通手段等を選定して組み合わせていた。

プラン完成の段階で、原告と各種サービス提供機関との間で、日時、受入れ人数等が確定することになるが、この確定は、個別契約書を作成するという方法ではなく、メール、FAX又は電話などによる方法により行われていた。

B社は、プランが完成すると、完成したプランに飛行機による運送サービス及びB社所

属の従業員のツアーガイドを組み合わせて本件訪日ツアーを組成して、本件訪日ツアーの 内容が掲載されたパンフレット等を作成し、旅行代理店を通して顧客に対して交付したり、 インターネット上に掲載したりして、本件訪日旅行客を募集し、申込みのあった人数をイ ントラネット上で順次更新していた。原告は、イントラネット上に掲載されている申込み 人数を確認し、各種サービス提供機関に対して、人数の調整等を行っていた。

原告は、日程、地域、ホテル、食事、交通手段等が具体的に確定した後、M国出国日の 1ないし3週間前頃までに、B社に対し、手配確定書を交付した。

また、原告は、本件訪日ツアーの催行日の遅くとも前営業日までに、B社に対し、指示書を交付した。(甲9ないし12、53、乙16、18、19、弁論の全趣旨)

(ウ) 本件訪日ツアーは、B社のツアーガイドが引率した。

なお、B社は、M国のC海上保険株式会社M国支社(以下「C海上保険」という。)との間で、旅行保険包括契約を締結していた。同旅行保険の保険契約者はB社、被保険者はB社があっせん、主催して通知する旅行者であり、本件訪日旅行客も被保険者であった。B社は、C海上保険に通知した本件訪日旅行客について、本件訪日ツアーの催行中の事故により保険金支給の事由が発生したときは、診断書、医療機関の診療関連書類、保険金請求書及びその他の必要な書類をC海上保険に提出し、C海上保険は、支給保険金額が決定されれば直ちに保険金を支払うという約定となっていた。(甲13の1・2、17、18、弁論の全趣旨)

#### イ 本件業務提携契約書の内容

原告は、2007年(平成19年)10月31日付けで、B社との間で、本件取引に関する本件業務提携契約書(以下、本件業務提携契約書に基づく業務提携契約を「本件業務提携契約」という。)を作成した。本件業務提携契約書の内容は、要旨次のとおりである。(乙14)

- (ア)本件業務提携契約は、原告とB社が相互間に業務提携を通して、顧客に事前に約束された日程及び条件について現地サービスを充実させ正確に提供することにより、顧客の満足を創出し、原告とB社の共同発展と相互利益を図ることを目的とする(1条)。
- (イ) B社は、M国内の旅行ホールセラーとして、企画旅行商品についてM国全域の代理店での代行販売を通して旅行客を募集し、日本に送客する(3条1項)。
- (ウ) B社は、日本への送客のため、必要な全てのマーケティング及び販売業務を遂行する(3 条2項)。
- (エ) B社は、現地での円滑なランドサービスのため、旅客情報(旅客数、ルームタイプ等) を誠実に告知する義務がある(3条3項)。
- (オ)原告は、「自体的に」企画、製作した旅行商品をB社に販売してサービスを提供する(4 条1項)。
- (カ) 原告は、B社との行事条件と契約内容を誠実に履行する義務がある(4条2項)。
- (キ)原告は、国内での商品提供サービスの開始前に手配確定書を発行してB社に告知し、商品提供の進行中に起きた問題についても、B社に告知すると同時に、問題解決のためB社と協力して最善を尽くし、過失がある場合は責任を負い、損害について補償する(4条3項)。
- (ク) 原告は、相互の円滑な業務協力のため、B社のイントラネットに基盤を置いたインター

ネットを必ず設置する(5条1項)。

- (ケ) 具体的な事項及び団体別行事費、その他行事関連内容は本件業務提携付属約定書に従う (5条2項)。
- (コ) B社は、原告に対し、両社間で協議した商品代金を両者間で協議した通貨で支払う(6 条1項)。
- (サ) 商品代金の決済は、原則的に、行事終了後、B社が原告に送金する(6条2項)。
- ウ 本件業務提携付属約定書の内容

原告は、2007年(平成19年)10月31日付けで、B社との間で、本件業務提携付属約定書を作成した。本件業務提携付属約定書の内容は、要旨次のとおりである。(乙15)

- (ア) 原告は、B社のイントラネット上の当該商品日程を徹底的に確認し、日程の変更がある場合は、即時、B社に告知して確定日程表に反映するようにし、これを履行しない場合に生じる問題について責任を負う(1条2項)。
- (イ) B社と原告の各旅行商品代金及びその他の地上費は、B社の担当部署と協議後進行する (2条1項)。
- (ウ) 原告は、B社からの予約要請を受けてから24時間以内に、B社に予約進行状況を通知する(3条1項)。
- (エ) その他の手配業務進行手順は、B社の各部署と協議し進行する(3条2項)。
- (オ)原告は、上記(ウ)及び(エ)の手配業務進行による現地地上サービスの確定により、 ①出発及び到着の航空便及び時刻、観光地等、詳しい日程等が明記された確定日程表、② ホテル、食事、車両等の行事条件、③ショッピング、④オプション、⑤INVOICEを 内容とする手配確定書を団体出発の20日以前までにB社に提出することを原則とする (4条)。
- (カ)原告は、顧客からショッピングに関する苦情が発生した場合には、行事進行中又は行事 終了後、苦情処理に万全を尽くす(5条1項)。
- (キ) B社は、顧客の購買した物品について一切責任がなく、原告が現地ショッピングの全て の責任を持つ(5条2項)。
- (ク)原告は、現地で進行される全ての旅行日程において発生する事故により顧客に発生した 被害を賠償する保険に加入する(6条1項)。
- (ケ) 原告は、予想することができなかった不意の事故(天災地変、戦争、暴動、窃盗及び交通事故)により顧客が被害を受けた場合、直ちにそれに適切な救急対処案を設け、施行し、 B社にその事実を告知し、B社の要請事項に最善を尽くし、履行し、顧客の安全のために その被害を極小化するよう全ての措置をとる(6条2項)。

#### エ 本件契約書等の内容

原告は、以下のとおり、株式会社D(以下「D」という。)、E株式会社(以下「E」という。)、F株式会社(以下「F」という。)、G株式会社(以下「G」という。)、有限会社H(以下「H」という。)並びにI株式会社が経営するJ(以下「J」という。)及びK(以下「K」という。)との間で、本件契約書等を作成した。

- (ア) 原告は、平成18年7月1日付けでDとの間で、覚書を作成した。その要旨は次のとおりである。(甲29の2)
  - a 原告は、原告の主催する旅行団体の輸送のためにDの買上げバスを使用する(1条)。

- b 運賃の精算はDが毎月10日毎に締め、運賃を集計して原告に請求し、原告は、翌月 25日までに手数料10%を差し引いた残額の合計をDの指定銀行に振り込む(3条)。
- c 1日当たりの運賃は、1年を通じて5万5650円(税込み)とし、1箇月の最低保 障は29日間(ただし2月は28日間)とする(4条い)。
- (イ) 原告は、平成19年4月1日付けでEとの間で、覚書を作成した。その要旨は次のとおりである。( $\mathbb{Z}23$ )
  - a 原告とEは、原告が実施するツアーの旅客が、Eが経営する施設を利用することについて覚書を締結する(前文)。
  - b Eは、原告の旅客を、自らの施設である観光船、レストラン、ホテルにおいて受け入れる(2条(1))。
  - c Eの施設において原告が利用する際の運賃及び料金は、事前に取り決めた金額を適用 する(2条(2))。
  - d 天候、交通機関の途絶等、当日のやむを得ない状況により原告の旅客がEの施設に来 店することができなかった場合のキャンセル料の負担は、双方で協議する(5条)。
  - e 原告は、Eに対し、覚書締結後、事前に50万円をデポジットとしてEの指定した金融機関の口座に入金する(6条)。
  - f Eは、原告の利用代金を、10日ごとにまとめて原告に確認する(7条1項)。
  - g Eは、原告の利用代金を、原告との確認後、前記eのデポジットにより相殺する。E は、原告の利用代金が当該時点におけるデポジット額を超過することが予想される場合、原告に対し、不足金額を請求する(7条2項)。
- (ウ) 原告は、平成19年5月1日付けでFとの間で、旅客あっせん契約書を作成した。その要旨は次のとおりである。( $\mathbb{Z}_21$ )
  - a Fは、原告に対し、旅客のあっせんを依頼し、原告は、旅客の求めに応じてFにあっせんする(1 (1))。
  - b Fは、原告のあっせんする旅客に対し、品質の維持向上及び接遇サービスの向上に努める (1(2))。
  - c 適用団体は、原告が主催する北海道企画団体又は原告が手配する旅客である(3)。
  - d Fが経営する施設 14 店舗における昼食に係る取扱販売手数料は 15% とするが、「L」については 13% とする (5)。
  - e 原告は、前払金として所定の金額をFに送金し、Fは、不足金が発生しないように管理をし、残金額が少なくなったら、原告に連絡をして送金してもらう(6)。
  - f 原告は、送客人員の確認のためバウチャー又は団体食事利用確認書を作成し、Fに発行して、相互に確認を行う(7)。
  - g Fは、各種損害賠償責任保険に加入し、事故に備えなければならない。Fは、旅客が 事故に遭遇したときは、賠償しなければならない(9)。
  - h 原告は、予約が取り消された場合、所定の違約金を支払う(11)。
- (エ) 原告は、平成19年5月1日付けでGとの間で、契約書を作成した。その要旨は次のとおりである。(甲20)
  - a 原告は、商品、企画販売する旅客の輸送をGに委託し、Gは、これを受託し、Gが所有する貸切り専用バスで輸送する(1条)。

- b 借上げ金額は、1台当たり、1年間1050万円とし、ただし、これには、乗務員宿 泊料等の附帯料金は含まないものとする(5条1項)。
- c 支払方法は、毎月末締めの翌5日とし、87万5000円を支払う(5条3項)。
- d チャーター以外のバス料金は、大型1日3万6000円、中型1日3万4000円、 小型1日3万2000円とする(8条)。
- (オ) 原告は、平成19年7月11日付けでHとの間で、契約書を作成した。その要旨は次のとおりである。(甲29の1)
  - a 原告は、商品、企画販売する旅客の輸送をHに委託し、Hは、これを受託し、Hが所有する貸切り専用バスをもって輸送する(1条1項)。
  - b チャーター契約による借上げ金額は、ハイデッカー1台当たり1年間1300万円× 2台=2600万円とし、スーパーハイデッカー1台当たり1年間1300万円×2台 =2600万円とする(5条1項)。
  - c チャーターバスの借上げ金の支払方法は、平成19年8月31日、同年11月30日、 平成20年2月29日及び同年5月31日に各1000万円、同年7月31日に120 0万円とする(5条4項)。
  - d チャーター以外のバス料金は、大型バス4万2000円、マイクロバス3万円、新車 指定とバスがとれずにやむを得ずに新車になった場合の大型バス4万5000円、マイ クロバス3万5000円とする(8条)。
- (カ) 原告は、平成20年3月11日付けでJとの間で、覚書を作成した。その要旨は次のとおりである。(甲30)
  - a Jは、原告の送客する外国人旅行客について、客室買取分及びルームブロック(ルームブロックとは、ホテル側が一定の部屋数について、ほかの予約を入れずに部屋を確保しておくことをいう。)分に分けて所定の料金で受け入れる。客室買取分は、ツインルーム1室当たり8040円で1日10室であり、ルームブロック分は、客室タイプ別に1泊当たりの利用料金を定めている(2条)。
  - b 原告は、客室買取分と客室買取分以外とに分けて、料金を所定の期限までにJの指定 する銀行口座に入金する(5条)。
- (キ) 原告は、平成20年6月4日付けでKとの間で、覚書を作成した。その要旨は次のとおりである。( $\mathbb{Z}_2$ )
  - a 原告とKは、Kへの送客について覚書を締結する(前文)。
  - b Kは、原告が送客する外国人旅行客について、一人当たり、1泊2食付8000円(サービス料込み、税金別)で受け入れる。ただし、土曜日及び特定日の利用は9000円(サービス料込み、税金別)とし、お盆及び年末年始の特別シーズンは1万2000円(サービス料込み、税金別)とする(2条(1))。
  - c Kは、原告に対し、利用料金の14%の送客手数料を支払う(3条)。
  - d Kは、原告に対し、原則として、5箇月前に1日当たり30ルームブロックを提供する(5条(1))。
  - e 原告のKへのルームブロックの解除(キャンセル)は5日前を自動手仕舞いとする。 それ以後の解除についてはキャンセル料が発生する(5条(3))。
  - f 原告は、Kに対し、ツアー催行の有無を、出発日の14日前までに通知する(5条(4))。

- g Kは、利用代金をツアーごとにまとめて原告に請求し、原告は、1週間以内に、利用代金をKの指定する口座に入金する(6条)。
- h 原告は、Kに対し、事前に100万円のデポジット(預り金)を送金し、原告が上記 gの支払を怠った場合、Kは、原告のデポジットにより相殺する(7条)。
- オ 原告がB社に対して交付していた手配確定書等の内容
- (ア) 原告がB社に対して交付していた手配確定書には、手配確定書を交付する時点における本件訪日ツアーの日程(出発及び到着の航空便、時刻、観光地等)、行事条件(食事の内容、宿泊機関名及び用いる交通手段)等の本件訪日ツアーの概要が具体的に記載されていた。(乙18)
- (イ) 原告がB社に対して交付していた指示書には、B社が設定するツアーコード、本件訪日 ツアーにおける原告からB社に対する請求金額のほか、参加者数、行程、飲食施設、飲食 内容、宿泊機関、交通機関、注意事項等の本件訪日ツアーの詳細な内容が具体的に記載さ れていた。また、原告の電話番号と原告の担当者の携帯電話番号も記載されていた。(乙 19、原告代表者)
- カ B社のイントラネット上のウェブページの内容

B社のイントラネット上のウェブページには、行程、所要時間、観光内容、飲料の提供、 宿泊機関等の本件訪日ツアーの詳細な内容が具体的に掲載されていた。また、現地緊急連絡 先として原告の代表電話番号が掲載されていた。(乙20、原告代表者)

- キ 各種サービス機関が作成した残高表等の内容 各種サービス提供機関が作成した残高表等には、次のような表記がある。
- (ア) Fが作成した残高表においては、Fが原告から支払を受けるべき金額について「利用金額」とされている。(甲21)
- (イ) Kが作成した請求書においては、Kが原告から支払を受けるべき金額について、「ご利用代金」あるいは「ご宿泊代」とされている。添付の利用明細書においても、請求の項目について、「ご宿泊代」とされている。(甲22)
- (ウ) Eが作成した請求確認表においては、Eが原告から支払を受けるべき金額について、「乗 船代」あるいは「お食事代」とされている。(甲24)
- (エ) Jが作成した請求書においては、Jが原告から支払を受けるべき金額について、「宿泊代」とされている。(甲32の1、33の1、34の1)
- ク 本件取引に係る原告の経理処理
- (ア)原告は、本件取引に係る会計について、会計ソフトである弥生会計に入力して、次のとおり、管理及び処理をしていた。( $\Delta$ 16、17、25)
  - a 原告は、本件訪日ツアー毎にツアーコードを設定し、本件取引に係るB社に対する売上げは、仕訳日記帳において摘要欄にツアーコードを記載して本件訪日ツアー毎に、その出発日を基準として、本件訪日ツアーに係るB社に対する請求額をもって、売上計上をしていた。
  - b 原告は、本件取引に係る仕入れも、仕入高の仕訳日記帳において摘要欄にツアーコードを記載して本件訪日ツアー毎に管理し、さらに、本件訪日ツアーの行程において原告が本件契約書等に基づいて各種サービス提供機関に対して支払う金額が、相手先ごとに、補助科目として相手先名及び名目(「入場料」、「ホテル」等)を付した上で計上されて

いた。

- c 原告の本件取引に係る損益表は、本件訪日ツアー毎に、原告がB社に対して請求する 金額(売上金として弥生会計に計上している金額と同額)と、原告が本件契約書等に基 づいて各種サービス提供機関に対して支払う金額の合計額(仕入高として弥生会計に計 上している金額と同額)とを対応させて、損益額が計算されていた。
- d 原告は、仕訳日記帳において、仕入高について消費税区分の入力を個別に行っており、 当該仕入高が消費税の課税対象であるか課税対象外であるかを区別し、当該仕入高に含 まれる消費税等相当額等が入力されていた。
- (イ)本件訪日ツアーの行程中、ツアーガイドが支払をする際には、原告名で領収書を受領することとされていた。(乙19)
- ケ 税務調査における原告代表者及び原告の次長の答述
  - 本件調査報告書によれば、原告代表者及び原告の次長は、本件各更正処分及び本件各賦課 決定処分に係る税務調査において、次のとおり答述していた。(乙16)
- (ア) 原告は、B社が企画主催する本件訪日ツアーについて、国内のレストラン、ホテル、バス等の手配をして、ユニット商品としてB社に販売するビジネスを行っている。
- (イ)原告は、B社が本件訪日旅行客と旅行契約を締結するB社の主催する本件訪日ツアーに ついて、国内分を企画して本件旅行パッケージ商品としてB社に提案し、販売している。 航空券は、B社が航空会社等から仕入れている。
- (ウ)原告は、B社との間で、本件業務提携契約書及び本件業務提携付属約定書を作成している。本件業務提携契約書における自体的に企画し提案するとは、原告が、本件訪日ツアーの国内分の企画、製作を行い、B社に提案する、すなわち、原告が各種サービス提供機関との間で、送客契約の締結に係る本件契約書等を作成するなどして、本件旅行パッケージ商品を企画、開発して提案し、B社に本件訪日ツアーの募集を行ってもらっているということである。
- (エ) B社への販売価格は、原告が、食事代、ホテル代等のコストを積み上げた金額に原告の 利益分を乗せてB社に対して提案し、最終的にはB社との話合いで決定する。原告は、B 社に積算書類等を提出しておらず、原告の利益分をB社に示すことはない。決定した販売 価格は、原告が指示書に記載してB社へ送付する。
- (オ)上記(エ)の指示書とは、原告において、本件訪日ツアーのうち催行が決定したものについて、出発日までに、一人当たりの単価、人数、合計金額を記載してB社へ送付するものであり、B社は、指示書を受領することにより原告からの請求金額を確認する。また、指示書には、本件訪日ツアーの日程等が記載されているので、B社のツアーガイドに交付され、本件訪日ツアーの実施マニュアルとしても使用されている。
- (カ)本件取引に係る売上げは、原告の主力業務に係る売上げであり、本件訪日ツアーごとに 損益を出して集計している。原告は、本件取引に係る売上計上及び仕入計上の基準日を本 件訪日ツアーの出発日としているが、B社に対する請求書は、数箇月分まとめて一括で提 出している。
- コ M国の法令及びB社の「顧客不満処理指針及び手順」
- (ア) M国の民法によれば、旅行契約は、旅行給付を内容とする旅行業者と旅行者との間の契約であり、旅行業者が飲食、宿泊、運送の提供、名勝地、遺跡、博物館等の探訪、観光案

内、出入国手続等を含む包括的な行為である包括的な旅行給付を提供し、その給付に対して旅行者が包括代金を支払うことを内容とする契約である。旅行業者は、旅行契約に基づき、旅行者が宿泊、運送、観光等のサービスの提供を受けられるように一切の旅行計画を企画、主催して、これを実施し、旅行者は、その対価である旅行代金を支払うこととなる。また、旅行業者は、瑕疵のない完全な旅行を履行する義務を負い、旅行給付に瑕疵があるときは、その帰責事由を問わず、その瑕疵に対する担保責任を負うこととなり、さらに、旅行契約上の付随義務として旅行者の生命、身体、財産等の安全を確保するために、旅行の目的地、旅行日程等に関してあらかじめ十分に調査、検討して、専門業者としての合理的な判断を行い、旅行中に発生するおそれのある危険に対して合理的な対策をとる信義則上の義務を負うものと解釈されている。(甲39、41)

- (イ) 観光振興法は、観光事業者は、当該事業に関連し事故が発生した場合又は観光客に損害が発生した場合には、文化体育観光部令で定めるところにより、被害者に保険金を支給することを内容とする保険又は共済に加入する等しなければならないと規定している(9条)。(甲38)
- (ウ) B社は、2002年(平成14年)4月1日、「顧客不満処理指針及び手順」(以下「本件指針等」という。)を作成し、B社の企画する商品及びサービスを提供するに当たっての顧客に対するB社の法律及び約定上の責任を規定し、顧客に対する信頼の維持と回復のための最低限の指針を定めているところ、これによれば、顧客の不満は、出発前は営業部、行事中は営業部及び担当手配チーム、帰国後は顧客満足部が対処することとされており、現地行事中の日程変更には顧客の同意が必要であり、観光地の抜け落ちは禁止されるとし、確定日程表に明示された宿泊先等が変更された場合等は、顧客に対して補償することなどが明示されている。(甲42)

### (2) 検討

# ア 原告とB社との関係について

- (ア) 前記認定事実によれば、本件業務提携契約書において、①本件業務提携契約は、顧客に事前に約束された日程及び条件について現地サービスを充実させ正確に提供することにより、顧客の満足を創出し、原告とB社の共同発展と相互利益を図ることを目的とするとされ、②B社は、M国内の旅行ホールセラーとして旅行客を募集して日本に送客し、日本への送客のため、必要なマーケティング及び販売業務を遂行し、現地での円滑なランドサービスのため、旅客情報を正確に告知する義務があるとされ、③原告は、「自体的に」企画、製作した旅行商品をB社に販売してサービスを提供し、B社との行事条件と契約内容を誠実に履行する義務があり、商品提供の進行中に起きた問題についても、B社に告知すると同時に、問題解決のためB社と協力して最善を尽くし、過失がある場合は責任を負い、損害について補償するとされ、④商品代金の決済は、原則的に、行事終了後、B社が原告に送金するとされていた(前記(1)イ)。
- (イ)また、前記認定事実によれば、本件業務提携付属約定書において、①原告は、B社のイントラネット上の当該商品日程を徹底的に確認し、日程の変更がある場合は、即時B社に告知して確定日程表に反映するようにし、これを履行しない場合に生じる問題について責任を負うとされ、②原告は、手配確定書を事前にB社に提出することを原則とするとされ、③B社は、顧客の購買した物品について一切責任がなく、原告が現地ショッピングの全て

の責任を持つとされ、④原告は、現地で進行される全ての旅行日程において発生する事故により顧客に発生した被害を賠償する保険に加入し、また、予想することができなかった不意の事故により顧客が被害を受けた場合、直ちにそれに適切な救急対処案を設け、施行し、B社にその事実を告知し、B社の要請事項に最善を尽くし、履行し、顧客の安全のためにその被害を極小化するよう全ての措置をとるとされていた(前記(1)ウ)。

- (ウ) さらに、前記認定事実によれば、①原告がB社に対して交付している手配確定書には、 手配確定書を送付する時点における本件訪日ツアーの日程、行事条件等の本件訪日ツアー の概要が具体的に記載されており、②原告がB社に対して交付している指示書には、B社 が設定するツアーコード、本件訪日ツアーにおける原告からB社に対する請求金額のほか、 参加者数、行程、飲食施設、飲食内容、宿泊機関、交通機関及び注意事項など、本件訪日 ツアーの詳細な内容が具体的に記載されている上、原告の電話番号と原告の担当者の携帯 電話番号も記載されており、③B社のイントラネット上のウェブページには、本件訪日ツ アーの現地緊急連絡先として原告の代表電話番号が掲載されていた(前記(1) オ、カ)。
- (エ)以上の点に鑑みれば、原告とB社との関係は、B社が、本件訪日ツアーを主催し、本件 訪日旅行客を募集して、本件訪日旅行客を日本に送客し、各種サービス提供機関による本 件訪日旅行客に対する役務の提供に必要な情報を提供する役割を担い、一方、原告は、本 件訪日ツアーのうち、国内の旅程部分の日程、本件訪日旅行客が受けることができる飲食、 宿泊、運送等の役務の内容、B社が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計 画を作成し、国内における飲食、宿泊、運送等の役務を確保し、本件訪日旅行客に対して 確実に提供する役割を担い、さらに、原告が本件訪日旅行客に対して国内における飲食、 宿泊、運送等の役務を確保し、提供した対価として、役務の提供の完了後である行事終了 後に代金の支払を受けるものであると認められる。

そして、上記認定は、おおむね本件取引に係る原告の経理処理(前記(1)ク)や税務 調査における原告代表者及び原告の次長の答述(前記(1)ケ)とも矛盾しないものであ る。

# イ 原告と各種サービス提供機関との関係について

(ア) 前記認定事実によれば、原告とFとの間の旅客あっせん契約書においては、①原告は、Fに対し、旅客をあっせんし、Fは、原告のあっせんする旅客に対し、サービスの向上等に努めるとされ、②Fは、原告に対し、原告のあっせんした旅客がFが経営する施設で昼食を取った場合には、一定の率の販売手数料を負担するとされ、③原告は、前払金として所定の金額をFに送金し、Fは、残金額が少なくなったら、原告に送金を依頼するとされ、④原告は、予約が取り消された場合には、一定の違約金を支払うとされていた(前記(1)エ(ウ))。

また、原告とKとの間の覚書においては、①同覚書は、Kへの送客についての覚書であるとされ、②Kは、原告が送客する外国人旅行客について、一定の料金で受け入れるとされ、③Kホテルは、原告に対し、一定の旅客手数料を支払うとされ、④一定の日以降の解除について、原告のKに対する一定のキャンセル料が発生し、原告は、Kに対し、ツアー催行の有無を前もって通知するとされ、⑤Kは、原告に対し、利用代金を請求し、原告は、利用代金をKの指定する口座に入金するとされ、⑥原告は、Kに対し、事前にデポジットを送金するとされていた(前記(1)エ(キ))。

そして、原告とEとの間の覚書においても、①同覚書は、原告が実施するツアーの旅客が、Eが経営する施設を利用することについての覚書であるとされ、②Eは、原告の旅客をEの施設において受け入れ、Eの施設において原告が利用する際の運賃及び料金は、事前に取り決めた金額を適用するとされ、③当日のやむを得ない状況により原告の旅客がEの施設に来店することができなかった場合のキャンセル料の負担は、双方で協議を行うとされ、④原告は、Eにデポジットを入金するとされ、⑤Eは、原告の利用代金を、原告との確認後、デポジットにより相殺するとされていた(前記(1)エ(イ))。

- (イ) 前記認定事実によれば、原告が他の各種サービス提供機関との間で作成した本件契約書等もおおむね同様の内容となっていた(前記(1)エ(ア)、(エ)、(オ)、(カ))。
- (ウ) さらに、前記認定事実によれば、①Fが作成した残高表においては、Fが原告から支払を受けるべき金額について、「利用金額」とされ、②Kが作成した請求書においては、Kが原告から支払を受けるべき金額について、「ご利用代金」あるいは「ご宿泊代」とされ、添付の利用明細書も、請求の項目について、「ご宿泊代」とされ、③Eが作成した請求確認表においては、Eが原告から支払を受けるべき金額について、「乗船代」あるいは「お食事代」とされ、④Jが作成した請求書においては、Jが原告から支払を受けるべき金額について、「宿泊代」とされていた(前記(1)キ)。
- (エ)以上の点に鑑みれば、原告と各種サービス提供機関との関係は、各種サービス提供機関が、原告があっせんないし送客する本件訪日旅行客に対して飲食、宿泊、運送等の国内における役務を提供し、原告は、当該サービスの提供に係る対価を、自ら負担すべきものとして各種サービス提供機関に支払うものであると認められる。

そして、上記認定は、おおむね本件取引に係る原告の経理処理(前記(1)ク)や税務 調査における原告代表者及び原告の次長の答述(前記(1)ケ)とも矛盾しないものであ る。

#### ウ 小括

以上の原告とB社との関係及び原告と各サービス提供機関との関係を総合すれば、原告は、本件訪日ツアーのうち、国内の旅程部分の日程、本件訪日旅行客が受けることができる飲食、宿泊、運送等の役務の内容、B社が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を作成し、自己の計算において、各種サービス提供機関との間で、本件訪日旅行客に提供するために必要と見込まれる役務の提供に係る契約を締結していたものであり、原告は、B社から、行事終了後に、各種サービス提供機関により本件訪日旅行客に対して飲食、宿泊、運送等の役務を提供したことの対価を受けているものである(旅行業法2条1項1号及び2号参照)。

そうであるとすれば、本件取引は、原告が、B社に対し、「本件訪日旅行客に対して各種サービス提供機関による役務の提供という方法により国内における飲食、宿泊、運送等の役務を提供する」という役務を提供するものであると解するのが相当である。

# エ 本件業務提携契約書等の信用性

原告は、本件業務提携契約書、本件業務提携付属約定書、本件契約書等の各文言と現実の 具体的な取引には多くの異なる部分があるとか、本件調査報告書は、原告代表者等の答述内 容を正確に記載していないなどと主張する。

しかしながら、本件業務提携契約書、本件業務提携付属約定書及び本件契約書等は、特段

の事情のない限り、原告とB社あるいは原告と各種サービス提供機関との間で合意した内容を反映したものと推認するのが相当である。仮に、現実の取引内容について実情と異なる部分があれば、通常であれば改定が行われるはずであるところ、本件全証拠によっても、このような改定が行われた事実は認められない。なお、原告以外の他の会社とB社の契約書の体裁が、本件業務提携契約書や本件業務提携付属約定書と異なっているとしても(甲62参照)、そのこと自体は、本件取引の内容が本件業務提携契約書や本件業務提携付属約定書と異なることを裏付けるものではない。

本件調査報告書についてみても、その記載に誤りがあるとか、本件答述自体に誤解があったといったことをうかがわせるような具体的な事情は何ら存しない。

したがって、原告の主張は採用することができない。

- (3) 本件取引が本件旅行パッケージ商品の販売であるとの原告の主張について
  - ア 原告は、本件取引は、原告があらかじめ一定数かつ一定条件で各種サービス提供機関から 飲食、宿泊、運送等のサービス利用権を確保し、B社に対し、無形資産であるサービス利用 権を組み合わせて組成された本件旅行パッケージ商品を販売するものである旨主張する。
  - イ しかしながら、原告の主張するサービス利用権の具体的内容は、本件業務提携契約書や本件業務提携付属約定書、更には手配確定書や指示書によっても不明であるし、本件契約書等においても、サービス利用権について何ら記載がないものである(前記(1)イないしオ)。なにより、サービス利用権やこれを組み合わせて組成された本件旅行パッケージ商品といった概念自体、極めて暖味なものであるというほかない。

また、前記認定事実によれば、原告は、本件訪日ツアーの催行中にも様々な義務を負っており、これらの義務は、各種サービス提供機関による役務の提供の手配ミス等の、単に本件旅行パッケージ商品そのものから発生する瑕疵に基づく義務にとどまるものではない(前記(1)イ(カ)、(キ)、ウ(カ)ないし(ケ))。

前記認定事実によれば、原告が各種サービス提供機関との間で固定料金を定めていることが認められるが(前記(1)エ(ア)、(エ)ないし(カ))、そのこと自体は、各種サービス提供機関との間の役務の提供の対価の定め方にすぎず、本件取引を役務の提供と考えることと両立するものである。また、原告が本件取引において売上総損益の段階で赤字となるリスクを負担していることも、本件取引の性質及び内容が前記(2)ウのとおりのものであるとすれば、当然、原告はサービス提供機関との交渉の結果、赤字となるリスクを負担しているものといえるのであるから、本件取引が資産の譲渡であることを裏付けるものではない。

- ウ さらに、前記認定事実によれば、B社は、M国の法令や本件指針等により本件訪日旅行客に対し、飲食、宿泊、運送等の役務の提供に関し第一次的な義務ないし責任を負っていると認められるが(前記(1)コ)、このことは、原告が何らの責任を負わないことを意味するものとはいえず、原告が第二次的に、あるいはB社と併存的に本件訪日旅行客に対し義務を負うことはあり得るものということができる。
- エ むしろ、本件取引は、前記(2) ウのとおり、原告が、B社に対し、「本件訪日旅行客に対して各種サービス提供機関による役務の提供という方法により国内における飲食、宿泊、運送等の役務を提供する」という役務を提供するものと解するべきであり、原告の主張は採用することができない。
- 3 争点(1)(消費税法7条1項1号該当性)について

(1)消費税法4条1項は、国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する旨規定し、同法5条1項は、事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務がある旨規定しているところ、同法2条1項8号は、資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう旨規定している。

この点、同法7条1項1号は、「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け」としていることから、同号に該当するためには、本件取引が「資産の譲渡又は貸付け」である必要がある。

前記2で検討したとおり、本件取引は、原告が、B社に対し、「本件訪日旅行客に対して各種サービス提供機関による役務の提供という方法により国内における飲食、宿泊、運送等の役務を提供する」という役務を提供するものであるから、同号の「資産の譲渡又は貸付け」に当たらず、同号の輸出免税取引に該当しない。

(2) ア 原告は、本件取引が消費税法7条1項1号に該当すると主張するところ、本件取引は、 無形資産であるサービス利用権を組み合わせて組成された本件旅行パッケージ商品の販 売である旨主張する。

そこで、仮に、本件取引が無形資産である本件旅行パッケージ商品の販売であるとして、 同号の「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け」に当たるか否かを念のた め検討することとする。

イ 「輸出」という語は、外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令、輸出入取引法などの各種法令で用いられており、一般には、貨物を本邦以外の外国に向けて送り出すこと、すなわち、外国に仕向けられた船舶又は航空機に積み込むことを指すとされている(甲15参照)。関税法では、特に、内国貨物を外国に向けて送り出すことを「輸出」としているが(同法2条1項2号)、これは、保税地域からの外国貨物の積戻し(同法75条)と区別するための定義規定であり、内国貨物の「輸出」に限っていえば、上記のような一般的な意義と異なるものではない。消費税法7条1項1号にいう「輸出」も、同法中に特に定義規定が置かれていないことから、上記のような一般的な意義を有する語として用いられているものと解される。

このように「輸出」とは、貨物を外国に仕向けられた船舶又は航空機に積み込むことをいうのであり、船舶又は航空機への積込みという貨物の物理的な移転行為を捉えた概念であるから、同号にいう「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け」とは、資産を譲渡し又は貸し付ける取引のうち、当該資産を外国に仕向けられた船舶又は航空機に積み込むことによって当該資産の引渡しが行われるものをいうと解するのが相当である。

ウ 上記のとおり、「輸出」とは、船舶又は航空機への積込みという貨物の物理的な移転行 為を捉えた概念であるから、無形資産については「輸出」を観念し得ないというべきであ る。このことは、無体財産権(鉱業権、特許権、著作権、営業権等)の譲渡又は貸付けで、 非居住者に対して行われるものを輸出免税とする旨規定している消費税法施行令17条 2項6号が、その規定中に「輸出」という文言を使用していないことからも裏付けられる。

実質的に考えても、無形資産については、本邦から輸出されたかどうかとのメルクマールが極めて曖昧なものである。原告は、B社が国内に支店、出張所その他の事務所を有していないことを捉えて輸出がされたと主張するが、このメルクマール自体極めて間接的なものであって、このメルクマールからは輸出が行われた時期すら特定できないものである。

- エ 以上によれば、本件取引の性質及び内容について原告の主張を前提としたとしても、本 件取引が消費税法7条1項1号の輸出免税取引に該当すると認めることはできない。
- 4 争点(2)(消費税法7条1項5号、消費税法施行令17条2項6号該当性)
- (1)本件取引が消費税法7条1項5号、消費税法施行令17条2項6号に該当するか否かについて検討するに、同号は、同法7条1項5号の政令で定める資産の譲渡等として、同施行令6条1項4号から7号までに掲げる資産の譲渡又は貸付けで非居住者に対して行われるものを規定しているところ、前記2のとおり、原告は、B社に対し、「本件訪日旅行客に対して各種サービス提供機関による役務の提供という方法により国内における飲食、宿泊、運送等の役務を提供する」という役務を提供するものであるから、消費税法7条1項5号、消費税法施行令17条2項6号の「資産の譲渡又は貸付け」に当たらない。

したがって、本件取引は、消費税法7条1項5号、消費税法施行令17条2項6号の輸出免税取引に該当しない。

(2) また、仮に原告の主張するように、本件取引が無形資産である本件旅行パッケージ商品の販売であるとしても、本件旅行パッケージ商品は、消費税法施行令6条1項4号から7号までに掲げる資産の譲渡には当たらない。

すなわち、確かに、原告の主張するように、クレジットが同項5号に掲げる特許権等の特定 の資産に準じるものとして、その取引が輸出免税取引に該当し得ることを認めた国税庁の回答 はあるものの、この回答は、同項4号から7号までに掲げられた資産以外の無形資産を広く含 むことを認めたものと解することはできないし、前記2(3)イでも説示したとおり、原告の 主張するサービス利用権及び本件旅行パッケージ商品という概念は極めて曖昧なものといわ ざるを得ず、クレジットの場合と同様に考えることはできないというべきである。

したがって、仮に本件取引が本件旅行パッケージ商品という無形資産の譲渡であったとして も、消費税法7条1項5号、消費税法17条2項6号の輸出免税取引に該当すると認めること はできない。

- 5 争点(3)(消費稅法7条1項5号、消費稅法施行令17条2項7号該当性)
- (1)本件取引が、消費税法7条1項5号、消費税法施行令17条2項7号に該当するか否かについて検討するに、同号ハは、非居住者に対して行われる役務の提供で、国内に所在する資産に係る運送又は保管及び国内における飲食又は宿泊に準ずるもので、国内において直接便益を享受するものについては、輸出免税取引に該当しない旨規定している。

そして、同号ハが上記のものを輸出免税取引から除外しているのは、これが国境をまたがない、正に国内において消費されるサービスであり、輸出と捉え得るものではないという点にあることに加え、消費税が事業者から消費者に提供される物品、サービスの消費全体に広く薄く税負担を求める租税であることに鑑みると、同号ハの範囲を殊更限定的に解釈するのは相当ではなく、国内に所在する資産に係る運送又は保管及び国内における飲食又は宿泊に類するものであり、かつ、国内において消費されるサービスについて、広く同号ハに該当するというべきである。

この点、消費税法基本通達7-2-16(乙30)は、消費税法施行令17条2項7号において輸出免税の対象となるものから除かれる非居住者に対する役務の提供として、①国内に所在する資産に係る運送や保管、②国内に所在する不動産の管理や修理、③建物の建築請負、④電車、バス、タクシー等による旅客の運送、⑤国内における飲食又は宿泊、⑥理容又は美容、

⑦医療又は療養、⑧劇場、映画館等の興行場における観劇等の役務の提供、⑨国内間の電話、郵便又は信書便及び⑩日本語学校等における語学教育等に係る役務の提供を挙げているところ、これらは飽くまでも例示であって、輸出免税の対象となるものから除かれる非居住者に対する役務の提供がこれら又はこれらに類するものに限られるものとはいえない。

(2) 前記2(2) ウのとおり、本件取引は、原告が、B社に対し、「本件訪日旅行客に対して各種サービス提供機関による役務の提供という方法により国内における飲食、宿泊、運送等の役務を提供する」という役務を提供するものである。

したがって、本件取引は、非居住者であるB社に対して行われる役務の提供である。また、「本件訪日旅行客に対して各種サービス提供機関による役務の提供という方法により国内における飲食、宿泊、運送等の役務を提供する」という役務は、国内に所在する資産に係る運送又は保管及び国内における飲食又は宿泊に類するものであり、かつ、国内において消費されるサービスであるということができるから、同号ハに該当するというべきである。

- (3)以上によれば、本件取引は、消費税法7条1項5号、消費税法施行令17条2項7号の輸出 免税取引に該当しない。
- 6 争点(4)(理由の差替えの可否)について
- (1) 課税処分の取消しの訴えにおける審判の対象は、当該課税処分により課された税額の適否であり、その税額が総額において適正な税額を超えるものでなければ、当該課税処分は適法なものということができること及び本件各更正処分が消費税等に係る更正処分であり、理由の付記が求められない処分であることからすれば、被告ないし処分行政庁は、本件訴訟において、納税者に格別不利益を与える等の特段の事情のない限り、本件各更正処分に係る処分時の処分理由と異なる理由を主張することができ、本件各更正処分の段階において考慮されなかった事実を新たに主張することも許されるものである。
- (2) これを本件についてみるに、確かに、被告ないし処分行政庁は、本件取引における役務の提供の相手方や非居住者に対する役務の提供の内容について、その主張を変遷させてはいるが、一貫して、これが「資産の譲渡」ではなく「役務の提供」であるとした上で、消費税法施行令17条2項7号の規定に基づき輸出免税取引とはならない旨主張しているのであって、納税者に格別不利益を与える等の特段の事情も認められない。
- (3) したがって、本件において理由の差替えは許されないとする原告の主張は採用することはできない。
- 7 本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の適法性
- (1)以上のとおり、本件取引は、消費税法施行令17条2項7号ハにより輸出免税取引に該当しないから、本件取引の対価の額である本件訪日ツアーに係る原告のB社に対する売上金額(ただし、消費税等の額を除く。)は消費税等の課税標準額に算入すべきこととなり、これにより算出した原告の本件各課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、別紙2の(1)のとおりであると認められ(乙24、弁論の全趣旨)、これらの各金額及び各税額は本件各更正処分における原告の本件各課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき税額を上回るから、本件各更正処分はいずれも適法である。
- (2) また、上記のとおり本件各更正処分は適法であるところ、本件各賦課決定処分において過少申告加算税の対象とした各税額の計算の基礎となった各事実が本件各更正処分前における各税額の計算の基礎とされなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由

があると認められるものがあるとは認められないから、原告の本件各課税期間に係る各過少申告加算税の額は、別紙2の(2)のとおりであると認められ、いずれも本件各賦課決定処分における各過少申告加算税の額と同額であるから、本件各賦課決定処分もいずれも適法である。

(3) したがって、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

### 第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部 裁判長裁判官 増田 稔

裁判官 齊藤 充洋 裁判官 佐野 義孝

# (1)消費税法

- ア 消費税法2条1項8号は、同法において、資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう旨規定し、同項9号は、同法において、課税資産の譲渡等とは、資産の譲渡等のうち、同法6条1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう旨規定し、同項12号は、同法において、課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう旨規定している。
- イ 消費税法4条1項は、国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する旨、 同条3項1号は、資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、資産の譲渡又は 貸付けである場合は、当該譲渡又は貸付けが行われる時において当該資産が所在していた場 所(当該資産が船舶、航空機、鉱業権、特許権、著作権、国債証券、株券その他の政令で定 めるものである場合には、政令で定める場所)が国内にあるかどうかにより行うものとする 旨規定している。
- ウ 消費税法 5 条 1 項は、事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を 納める義務がある旨規定している。
- エ 消費税法7条1項は、事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する旨規定し、同条2項は、同条1項の規定は、その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない旨規定している。
  - (ア) 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け(1号)
  - (イ) 外国貨物の譲渡又は貸付け(2号)
  - (ウ)国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信(3号)
  - (エ) 専ら前号に規定する輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理 で政令で定めるもの(4号)
- (オ) 前各号に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの(5号)
- オ 消費税法28条本文は、課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額とする旨規定している。
- (2)消費税法施行令(平成23年政令第198号による改正前のもの。以下同じ。)
  - ア 消費税法施行令1条2項1号は、同施行令において、居住者とは外国為替及び外国貿易法 6条1項5号に規定する居住者をいう旨規定しており、同施行令1条2項2号は、同施行令 において、非居住者とは、外国為替及び外国貿易法6条1項6号に規定する非居住者をいう 旨規定している。
  - イ 消費税法施行令6条1項4号ないし7号は、消費税法4条3項1号に規定する政令で定める資産は、鉱業権若しくは租鉱権又は採石権その他土石を採掘し、若しくは採取する権利(4号)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権又は育成者権(これらの権利を利用する権利を含む。)(5号)、著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずる権利

を含む。)又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(6号)及び営業権又は漁業権若しくは入漁権(7号)とする旨規定している。

- ウ 消費税法施行令17条2項は、消費税法7条1項5号に規定する政令で定めるものは、同施行令17条2項各号に掲げる資産の譲渡等とする旨規定し、その6号において、同施行令6条1項4号から7号までに掲げる資産の譲渡又は貸付けで非居住者に対して行われるものを、その7号において、同法7条1項3号、同施行令17条1項3号及び同条2項1号から5号に掲げるもののほか、非居住者に対して行われる役務の提供で次のもの以外のものとする旨規定している。
- (ア) 国内に所在する資産に係る運送又は保管 (イ)
- (イ) 国内における飲食又は宿泊(ロ)
- (ウ) イ及びロに掲げるものに準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの (ハ)

# (3)消費税法施行規則

消費税法施行規則 5 条 1 項は、消費税法 7 条 2 項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条 1 項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行った事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、同規則 5 条 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から 2 月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には 1 月とする。)を経過した日から 7 年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この項において「事務所等」という。)の所在地に保存することにより証明がされたものとする旨規定し、その 1 号及び 4 号において次のとおり規定している。

- ア 消費税法7条1項1号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け(船舶及び航空機の貸付けを除く。)である場合(次号に掲げる場合を除く。)当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可(関税法67条に規定する輸出の許可をいう。)若しくは積込みの承認(同法23条2項の規定により同項に規定する船舶又は航空機(本邦の船舶又は航空機を除く。)に当該資産を積み込むことについての同項の承認をいう。)があったことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、次に掲げる事項が記載されたもの(1号)
- (ア) 当該資産を輸出した事業者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所等の所在地 (以下この条において「住所等」という。)(イ)
- (イ) 当該資産の輸出の年月日(ロ)
- (ウ) 当該資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額(ハ)
- (エ) 当該資産の仕向地(ニ)
- イ 消費税法7条1項各号に掲げる資産の譲渡等のうち、前3号に規定する資産の譲渡等以外 の資産の譲渡等である場合 当該資産の譲渡等を行った相手方との契約書その他の書類で 次に掲げる事項が記載されているもの(4号)
- (ア) 当該資産の譲渡等を行った事業者の氏名又は名称及び当該事業者のその取引に係る住所 等(当該資産の譲渡等が消費税法施行令6条2項6号に掲げる役務の提供である場合には、 同号に定める場所を含む。)(イ)
- (イ) 当該資産の譲渡等を行った年月日(ロ)

- (ウ) 当該資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(ハ)
- (エ) 当該資産の譲渡等の対価の額(ニ)
- (オ) 当該資産の譲渡等の相手方の氏名又は名称及び当該相手方のその取引に係る住所等(ホ)

# (4) 外国為替及び外国貿易法

外国為替及び外国貿易法 6 条 1 項 5 号は、居住者とは、本邦内に住所又は居所を有する自然 人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいい、非居住者の本邦内の支店、出張所その他の 事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合にお いても居住者とみなす旨規定しており、同項 6 号は、非居住者とは、居住者以外の自然人及び 法人をいう旨規定している。

# 本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の適法性の根拠

#### (1) 本件各更正処分の適法性の根拠

被告が本件訴訟において主張する、原告の本件各課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、別表2及び3のとおりであり、各項目の金額は、以下のとおりである。なお、以下、 $\lceil \Delta \rceil$  を付した金額はマイナスの金額(還付額等)を意味する。

#### ア 平成19年3月期更正処分

平成19年3月期に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、以下のとおりである。

# (ア)課税標準額(別表2①欄)

16億0377万5000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額(ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

a 確定申告における課税標準額

6180万4464円

上記金額は、原告が平成19年5月31日に処分行政庁に提出した平成19年3月期の消費税等の確定申告書(乙1。以下「平成19年3月期消費税等確定申告書」という。)の付表2①欄に課税売上額として記載された金額と同額である。

b 課税標準額に加算すべき金額

15億4197万1161円

上記金額は、原告が輸出免税取引としていた非居住者に対する国内における飲食、宿 泊、運送等の役務の提供の対価の額であるが、これらは輸出免税取引に該当せず(消費 税法施行令17条2項7号)、課税標準額に加算すべきものである。

なお、原告が免税売上額としていた金額17億0558万0884円(乙1付表2②欄)のうちの免税売上げとはならない金額16億1906万9720円について、当該金額に含まれる消費税等相当額7709万8559円を控除した金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額(別表2④欄)

6415万1000円

上記金額は、消費税法29条(平成24年法律第68号による改正前のもの。以下同じ。) の規定により、前記(ア)の金額に税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額(別表2⑤欄)

5905万6708円

上記金額は、消費税法30条(平成23年法律第82号による改正前のもの。以下同じ。) に基づき算出した金額であり、平成19年3月期消費税等確定申告書の「控除対象仕入税額」欄(乙1の1枚目④欄)に記載された金額である。

(エ) 差引税額(別表2⑥欄)

509万4200円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額(ただし、国税通 則法119条1項に基づき100円未満の端数金額を切り捨てたもの。以下、納税額につ いて同じ。)である。

(オ) 地方消費税の課税標準額(別表2⑦欄)

509万4200円

上記金額は、上記(エ)の金額であり、地方税法72条の77第2号及び72条の82 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(カ) 譲渡割額(別表28欄)

127万3500円

上記金額は、地方税法72条の83(平成24年法律第69号による改正前のもの。以

下同じ。)の規定に基づき、上記(オ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額(ただし、地方税法制定附則9条の6第1項及び国税通則法119条1項に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下、納税額について同じ。)である。

(キ)納付すべき消費税等の合計額(別表2⑨欄)

636万7700円

上記金額は、上記(エ)の金額と上記(カ)の金額の合計額である。

イ 平成19年6月期

平成19年6月期に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、以下のとおりである。

(ア) 課税標準額(別表2①欄)

13億9178万2000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 確定申告における課税標準額

6186万7970円

上記金額は、原告が平成19年8月31日に処分行政庁に提出した平成19年6月期の消費税等の確定申告書(乙2。以下「平成19年6月期消費税等確定申告書」という。)付表2①欄に課税売上額として記載された金額と同額である。

b 課税標準額に加算すべき金額

13億2991万4190円

上記金額は、原告が輸出免税取引としていた非居住者に対する国内における飲食、宿 泊、運送等の役務の提供の対価の額であるが、これらは輸出免税取引に該当せず(消費 税法施行令17条2項7号)、課税標準額に加算すべきものである。

なお、原告が免税売上額としていた金額15億0675万4494円(乙2付表2②欄)のうちの免税売上げとはならない金額13億9640万9900円について、当該金額に含まれる消費税等相当額6649万5710円を控除した金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額(別表2④欄)

5567万1280円

上記金額は、消費税法29条の規定により、前記(ア)の金額に税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額(別表25欄)

5435万3756円

上記金額は、消費税法30条に基づき算出した金額であり、平成19年6月期消費税等 確定申告書の「控除対象仕入税額」欄(乙2の1枚目④欄)に記載された金額である。

(エ) 差引税額(別表2⑥欄)

131万7500円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額である。

(オ) 地方消費税の課税標準額(別表2⑦欄)

131万7500円

上記金額は、上記(エ)の金額であり、地方税法72条の77第2号及び72条の82 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(カ) 譲渡割額(別表2⑧欄)

32万9300円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。

(キ)納付すべき消費税等の合計額(別表29欄)

164万6800円

上記金額は、上記(エ)の金額と上記(カ)の金額の合計額である。

ウ 平成19年9月期

平成19年9月期に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、以下のとおりである。

(ア) 課税標準額(別表2①欄)

17億5352万5000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 確定申告における課税標準額

6650万7507円

上記金額は、原告が平成19年11月30日に処分行政庁に提出した平成19年9月期の消費税等の確定申告書(乙3。以下「平成19年9月期消費税等確定申告書」という。)付表2①欄に課税売上額として記載された金額と同額である。

b 課税標準額に加算すべき金額

16億8701万8108円

上記金額は、原告が輸出免税取引としていた非居住者に対する国内における飲食、宿 泊、運送等の役務の提供の対価の額であるが、これらは輸出免税取引に該当せず(消費 税法施行令17条2項7号)、課税標準額に加算すべきものである。

なお、原告が免税売上額としていた金額19億3255万2642円(乙3付表2②欄)のうちの免税売上げとはならない金額17億7136万9014円について、当該金額に含まれる消費税等相当額8435万0906円を控除した金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額(別表2④欄)

7014万1000円

上記金額は、消費税法29条の規定により、前記(ア)の金額に税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額(別表2⑤欄)

6803万4184円

上記金額は、消費税法30条に基づき算出した金額であり、平成19年9月期消費税等確定申告書の「控除対象仕入税額」欄(乙3の1枚目④欄)に記載された金額である。

(工) 差引税額(別表2⑥欄)

210万6800円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額である。

(オ) 地方消費税の課税標準額(別表2⑦欄)

210万6800円

上記金額は、上記(エ)の金額であり、地方税法72条の77第2号及び72条の82 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(カ) 譲渡割額(別表2⑧欄)

52万6700円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。

(キ)納付すべき消費税等の合計額(別表29欄)

263万3500円

上記金額は、上記(エ)の金額と上記(カ)の金額の合計額である。

工 平成19年12月期

平成19年12月期に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、以下のとおりである。

(ア) 課税標準額(別表2①欄)

16億8627万8000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 確定申告における課税標準額

8641万5726円

上記金額は、原告が平成20年2月29日に処分行政庁に提出した平成19年12月期の消費税等の確定申告書(乙4。以下「平成19年12月期消費税等確定申告書」という。)付表2①欄に課税売上額として記載された金額と同額である。

b 課税標準額に加算すべき金額

15億9986万3035円

上記金額は、原告が輸出免税取引としていた非居住者に対する国内における飲食、宿

泊、運送等の役務の提供の対価の額であるが、これらは輸出免税取引に該当せず(消費税法施行令17条2項7号)、課税標準額に加算すべきものである。

なお、原告が免税売上額としていた金額18億1683万2708円(乙4付表2②欄)のうちの免税売上げとはならない金額16億7985万6187円について、当該金額に含まれる消費税等相当額7999万3152円を控除した金額である。

- (イ)課税標準額に対する消費税額(別表2④欄) 6745万1120円 上記金額は、消費税法29条の規定により、前記(ア)の金額に税率100分の4を乗 じて算出した金額である。
- (ウ) 控除対象仕入税額(別表2⑤欄) 6476万4626円 上記金額は、消費税法30条に基づき算出した金額であり、平成19年12月期消費税 等確定申告書の「控除対象仕入税額」欄(乙4の1枚目④欄)に記載された金額である。
- (エ) 差引税額(別表 2 ⑥ 欄) 2 6 8 万 6 4 0 0 円 上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額である。
- (オ) 地方消費税の課税標準額(別表2⑦欄) 268万6400円 上記金額は、上記(エ)の金額であり、地方税法72条の77第2号及び72条の82 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。
- (カ) 譲渡割額(別表28欄) 67万1600円 上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の金額に税率100分 の25を乗じて算出した金額である。
- (キ)納付すべき消費税等の合計額(別表 2 ⑨欄) 3 3 5 万 8 0 0 0 円 上記金額は、上記(エ)の金額と上記(カ)の金額の合計額である。
- 才 平成20年3月期

平成20年3月期に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、以下のとおりである。

- (ア) 課税標準額 (別表 2 ①欄) 17億2668万3000円 上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。
  - a 確定申告における課税標準額 6346万2840円 上記金額は、原告が平成20年6月2日に処分行政庁に提出した平成20年3月期の 消費税等の確定申告書(乙5。以下「平成20年3月期消費税等確定申告書」という。) 付表2①欄に課税売上額として記載された金額と同額である。
  - b 課税標準額に加算すべき金額 16億6322万0280円 上記金額は、原告が輸出免税取引としていた非居住者に対する国内における飲食、宿 泊、運送等の役務の提供の対価の額であるが、これらは輸出免税取引に該当せず(消費 税法施行令17条2項7号)、課税標準額に加算すべきものである。

なお、原告が免税売上額としていた金額19億5050万0597円 (乙5付表2② 欄) のうちの免税売上げとはならない金額17億4638万1295円について、当該金額に含まれる消費税等相当額8316万1015円を控除した金額である。

(イ)課税標準額に対する消費税額(別表2④欄) 6906万7320円 上記金額は、消費税法29条の規定により、前記(ア)の金額に税率100分の4を乗 じて算出した金額である。 (ウ) 控除対象仕入税額(別表2⑤欄)

6990万7151円

上記金額は、消費税法30条に基づき算出した金額であり、平成20年3月期消費税等確定申告書の「控除対象仕入税額」欄(乙5の1枚目④欄)に記載された金額である。

(工) 差引税額(別表2⑥欄)

△83万9831円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額である。

(オ) 地方消費税の課税標準額(別表2⑦欄)

△83万9831円

上記金額は、上記(エ)の金額であり、地方税法72条の77第2号及び72条の82 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(カ) 譲渡割額(別表2⑧欄)

△20万9957円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額(ただし、地方税法制定附則9条の7及び国税通則法120条1項に基づき1円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下、還付額について同じ。)である。

(キ)納付すべき消費税等の合計額(別表2⑨欄)

△104万9788円

上記金額は、上記(エ)の金額と上記(カ)の金額の合計額である。

カ 平成20年6月期

平成20年6月期に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、以下のとおりである。

(ア) 課税標準額(別表2①欄)

14億8472万7000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 確定申告における課税標準額

8659万2740円

上記金額は、原告が平成20年8月29日に処分行政庁に提出した平成20年6月期の消費税等の確定申告書(乙6。以下「平成20年6月期消費税等確定申告書」という。)付表2①欄に課税売上額として記載された金額と同額である。

b 課税標準額に加算すべき金額

13億9813万5174円

上記金額は、原告が輸出免税取引としていた非居住者に対する国内における飲食、宿 泊、運送等の役務の提供の対価の額であるが、これらは輸出免税取引に該当せず(消費 税法施行令17条2項7号)、課税標準額に加算すべきものである。

なお、原告が免税売上額としていた金額16億4757万5203円(乙6付表2②欄)のうちの免税売上げとはならない金額14億6804万1933円について、当該金額に含まれる消費税等相当額6990万6759円を控除した金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表2④欄)

5938万9080円

上記金額は、消費税法29条の規定により、前記(ア)の金額に税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額(別表2⑤欄)

5853万8266円

上記金額は、消費税法30条に基づき算出した金額であり、平成20年6月期消費税等確定申告書の「控除対象仕入税額」欄(乙6の1枚目④欄)に記載された金額である。

(エ) 差引税額(別表2⑥欄)

85万0800円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した金額である。

(オ) 地方消費税の課税標準額(別表2⑦欄)

85万0800円

上記金額は、上記(エ)の金額であり、地方税法72条の77第2号及び72条の82 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(カ) 譲渡割額(別表28欄)

21万2700円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。

(キ)納付すべき消費税等の合計額(別表2⑨欄)

106万3500円

上記金額は、上記(エ)の金額と上記(カ)の金額の合計額である。

キ 平成20年9月期

平成20年9月期に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、以下のとおりである。

(ア) 課税標準額(別表3①欄)

15億3123万6000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 確定申告における課税標準額

2億4673万2636円

上記金額は、原告が平成20年12月1日に処分行政庁に提出した平成20年9月期の消費税等の確定申告書(乙7。以下「平成20年9月期消費税等確定申告書」という。)付表2①欄に課税売上額として記載された金額と同額である。

b 課税標準額に加算すべき金額

12億8450万4085円

上記金額は、原告が輸出免税取引としていた非居住者に対する国内における飲食、宿 泊、運送等の役務の提供の対価の額であるが、これらは輸出免税取引に該当せず(消費 税法施行令17条2項7号)、課税標準額に加算すべきものである。

なお、原告が免税売上額としていた金額16億2714万0810円(乙7付表2②欄)のうちの免税売上げとはならない金額13億4872万9290円について、当該金額に含まれる消費税等相当額6422万5205円を控除した金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額(別表3④欄)

6124万9440円

上記金額は、消費税法29条の規定により、前記(ア)の金額に税率100分の4を乗 じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額(別表35欄)

5819万0112円

上記金額は、次のaの金額と、bの金額にcの課税売上割合を乗じて算出した金額との合計額である。

a 課税仕入れに係る消費税額のうち課税売上げのみに要するもの(別表3⑥欄)

5692万2851円

上記金額は、消費税法30条2項に規定する課税売上割合(同条6項)が100分の95に満たないときにおいて控除する課税仕入れに係る消費税額のうち、課税売上げ(課税資産の譲渡等)にのみ要する課税仕入れ等の税額であり、平成20年9月期消費税等確定申告書(乙7)付表2個欄に記載された金額と同額である。

b 課税仕入れに係る消費税額のうち課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (別表3⑦欄) 133万7909円

上記金額は、消費税法30条2項に規定する課税売上割合(同条6項)が100分の 95に満たないときにおいて控除する課税仕入れに係る消費税額のうち、課税売上げ (課税資産の譲渡等)と非課税売上げ(その他の資産の譲渡等)に共通して要する課税 仕入れ等の税額の合計額であり、平成20年9月期消費税等確定申告書(乙7)付表2 ⑮欄に記載された金額と同額である。

c課税売上割合(別表3⑧欄)94.719523909%上記割合は、消費税法30条6項に規定する課税売上割合であり、次の(a)の金額

を (b) の金額で除して算出したものである。

- (a) 課税資産の譲渡等の対価の額(別表3⑨欄) 18億0964万8241円 上記金額は、課税資産の譲渡等(消費税法2条1項9号)の対価の額であり、次の ①及び②の金額の合計額である。
  - ① 課税標準額(別表3⑩欄)15億3123万6721円上記金額は、前記(ア) a に記載した確定申告における課税標準額2億4673万2636円及び前記(ア) b に記載した課税標準額に加算すべき金額12億8450万4085円の合計額である。
  - ② 免税売上額(別表3⑪欄) 2億7841万1520円 上記金額は、平成20年9月期消費税等確定申告書(乙7)付表2②欄に免税売 上額として記載された金額16億2714万0810円から、前記(ア)bに記載 した免税売上げとはならない金額13億4872万9290円を減額した金額で ある。
- (b)資産の譲渡等の対価の額(別表3③欄) 19億1053万3506円 上記金額は、資産の譲渡等(消費税法2条1項8号)の対価の額であり、前記(a) に記載した課税資産の譲渡等の対価の額18億0964万8241円及び平成20 年9月期消費税等確定申告書(乙7)付表2⑥欄に非課税売上額として記載された金額1億0088万5265円の合計額である。
- (エ) 差引税額 (別表 3 4 4 欄) 3 0 5 万 9 3 0 0 円 上記金額は、前記 (イ) の金額から前記 (ウ) の金額を控除した金額である。
- (オ) 地方消費税の課税標準額(別表3⑤欄) 305万9300円 上記金額は、上記(エ)の金額であり、地方税法72条の77第2号及び72条の82 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。
- (カ)譲渡割額(別表3⑯欄) 76万4800円 上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の金額に税率100分 の25を乗じて算出した金額である。
- (キ) 納付すべき消費税等の合計額(別表3⑰欄) 382万4100円 上記金額は、上記(エ)の金額と上記(カ)の金額の合計額である。
- ク 平成20年12月期

平成20年12月期に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、以下のとおりである。

- (ア)課税標準額(別表3①欄) 7億0162万2000円上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。
  - a 確定申告における課税標準額 5483万7331円 上記金額は、原告が平成21年3月2日に処分行政庁に提出した平成20年12月期 の消費税等の確定申告書(乙8。以下「平成20年12月期消費税等確定申告書」とい

う。) 付表2①欄に課税売上額として記載された金額と同額である。

b 課税標準額に加算すべき金額

6億4678万5265円

上記金額は、原告が輸出免税取引としていた非居住者に対する国内における飲食、宿 泊、運送等の役務の提供の対価の額であるが、これらは輸出免税取引に該当せず(消費 税法施行令17条2項7号)、課税標準額に加算すべきものである。

なお、原告が免税売上額としていた金額8億5927万8801円(乙8付表2②欄)のうちの免税売上げとはならない金額6億7912万4529円について、当該金額に含まれる消費税等相当額3233万9264円を控除した金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額(別表3④欄)

2806万4880円

上記金額は、消費税法29条の規定により、前記(ア)の金額に税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額(別表3⑤欄)

3207万7902円

上記金額は、次のaの金額と、bの金額にcの課税売上割合を乗じて算出した金額との合計額である。

a 課税仕入れに係る消費税額のうち課税売上げのみに要するもの(別表3⑥欄)

3090万6730円

上記金額は、消費税法30条2項に規定する課税売上割合(同条6項)が100分の95に満たないときにおいて控除する課税仕入れに係る消費税額のうち、課税売上げ(課税資産の譲渡等)にのみ要する課税仕入れ等の税額であり、平成20年12月期消費税等確定申告書(乙8)付表20欄に記載された金額と同額である。

b 課税仕入れに係る消費税額のうち課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (別表3⑦欄) 134万8458円

上記金額は、消費税法30条2項に規定する課税売上割合(同条6項)が100分の95に満たないときにおいて控除する課税仕入れに係る消費税額のうち、課税売上げ(課税資産の譲渡等)と非課税売上げ(その他の資産の譲渡等)に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額であり、平成20年12月期消費税等確定申告書(乙8)付表2⑤欄に記載された金額と同額である。

c 課税売上割合(別表3⑧欄)

86.852731189%

上記割合は、消費税法30条6項に規定する課税売上割合であり、次の(a)の金額を(b)の金額で除して算出したものである。

- (a) 課税資産の譲渡等の対価の額(別表3⑨欄) 8億8177万6868円 上記金額は、課税資産の譲渡等(消費税法2条1項9号)の対価の額であり、次の ①及び②の金額の合計額である。
  - ① 課税標準額(別表3⑩欄) 7億0162万2596円 上記金額は、前記(ア) a に記載した確定申告における課税標準額5483万7 331円及び前記(ア) b に記載した課税標準額に加算すべき金額6億4678万 5265円の合計額である。
  - ② 免税売上額(別表3⑪欄)上記金額は、平成20年12月期消費税等確定申告書(乙8)付表2②欄に免税 売上額として記載された金額8億5927万8801円から、前記(ア) b に記載

した免税売上げとはならない金額6億7912万4529円を減額した金額である。

- (b) 資産の譲渡等の対価の額(別表3③欄) 10億1525万5198円 上記金額は、資産の譲渡等(消費税法2条1項8号)の対価の額であり、前記(a) に記載した課税資産の譲渡等の対価の額8億8177万6868円及び平成20年 12月期消費税等確定申告書(乙8)付表2⑥欄に非課税売上額として記載された金額1億3347万8330円の合計額である。
- (エ) 差引税額 (別表 3 4 0 1  $\pi$  3 0 2 2 円 上記金額は、前記 (イ) の金額から前記 (ウ) の金額を控除した金額である。
- (オ)地方消費税の課税標準額(別表3⑤欄) △401万3022円
  上記金額は、上記(エ)の金額であり、地方税法72条の77第2号及び72条の82
  の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。
- (カ)譲渡割額(別表3⑥欄) △100万3255円上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。
- ケ 平成21年3月期

平成21年3月期に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、以下のとおりである。

- (ア) 課税標準額 (別表3①欄) 5億2627万2000円 上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。
  - a 確定申告における課税標準額 5321万1794円 上記金額は、原告が平成21年6月1日に処分行政庁に提出した平成21年3月期の 消費税等の確定申告書(乙9。以下「平成21年3月期消費税等確定申告書」という。) 付表2①欄に課税売上額として記載された金額と同額である。
  - b 課税標準額に加算すべき金額 4億7306万0539円 上記金額は、原告が輸出免税取引としていた非居住者に対する国内における飲食、宿 泊、運送等の役務の提供の対価の額であるが、これらは輸出免税取引に該当せず(消費 税法施行令17条2項7号)、課税標準額に加算すべきものである。

なお、原告が免税売上額としていた金額7億2923万5345円(乙9付表2②欄) のうちの免税売上げとはならない金額4億9671万3566円について、当該金額に 含まれる消費税等相当額2365万3027円を控除した金額である。

- (イ)課税標準額に対する消費税額(別表3④欄) 2105万0880円 上記金額は、消費税法29条の規定により、前記(ア)の金額に税率100分の4を乗 じて算出した金額である。
- (ウ) 控除対象仕入税額(別表3⑤欄) 2864万1920円 上記金額は、次のaの金額と、bの金額にcの課税売上割合を乗じて算出した金額との 合計額である。
  - a 課税仕入れに係る消費税額のうち課税売上げのみに要するもの(別表3⑥欄)

上記金額は、消費税法30条2項に規定する課税売上割合(同条6項)が100分の95に満たないときにおいて控除する課税仕入れに係る消費税額のうち、課税売上げ(課税資産の譲渡等)にのみ要する課税仕入れ等の税額であり、平成21年3月期消費税等確定申告書(乙9)付表204欄に記載された金額と同額である。

b 課税仕入れに係る消費税額のうち課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (別表3⑦欄) 130万7878円

上記金額は、消費税法30条2項に規定する課税売上割合(同条6項)が100分の95に満たないときにおいて控除する課税仕入れに係る消費税額のうち、課税売上げ(課税資産の譲渡等)と非課税売上げ(その他の資産の譲渡等)に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額であり、平成21年3月期消費税等確定申告書(乙9)付表2⑤欄に記載された金額と同額である。

c 課税売上割合(別表3⑧欄)

84. 387328776%

上記割合は、消費税法30条6項に規定する課税売上割合であり、次の(a)の金額を(b)の金額で除して算出したものである。

- (a) 課税資産の譲渡等の対価の額(別表3⑨欄) 7億5879万4112円 上記金額は、課税資産の譲渡等(消費税法2条1項9号)の対価の額であり、次の ①及び②の金額の合計額である。
  - ① 課税標準額(別表3⑩欄)5億2627万2333円上記金額は、前記(ア) a に記載した確定申告における課税標準額5321万1794円及び前記(ア) b に記載した課税標準額に加算すべき金額4億7306万0539円の合計額である。
  - ② 免税売上額(別表3⑪欄) 2億3252万1779円 上記金額は、平成21年3月期消費税等確定申告書(乙9)付表2②欄に免税売 上額として記載された金額7億2923万5345円から、前記(ア) bに記載し た免税売上げとはならない金額4億9671万3566円を減額した金額である。
- (b) 資産の譲渡等の対価の額(別表3③欄) 8億9918万0153円 上記金額は、資産の譲渡等(消費税法2条1項8号)の対価の額であり、前記(a) に記載した課税資産の譲渡等の対価の額7億5879万4112円及び平成21年 3月期消費税等確定申告書(乙9)付表2⑥欄に非課税売上額として記載された金額 1億4038万6041円の合計額である。
- (オ)地方消費税の課税標準額(別表3⑤欄) △759万1040円 上記金額は、上記(エ)の金額であり、地方税法72条の77第2号及び72条の82 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。
- (カ)譲渡割額(別表3⑥欄) △189万7760円 上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の金額に税率100分 の25を乗じて算出した金額である。
- (キ)納付すべき消費税等の合計額(別表300欄) △948万8800円

上記金額は、上記(エ)の金額と上記(カ)の金額の合計額である。

コ 平成21年6月期

平成21年6月期に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、以下のとおりである。

(ア) 課税標準額(別表3①欄)

4億2658万8000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 確定申告における課税標準額

1797万3320円

上記金額は、原告が平成21年8月27日に処分行政庁に提出した平成21年6月期の消費税等の確定申告書(乙10。以下「平成21年6月期消費税等確定申告書」という。)付表2①欄に課税売上額として記載された金額と同額である。

b 課税標準額に加算すべき金額

4億0861万5404円

上記金額は、原告が輸出免税取引としていた非居住者に対する国内における飲食、宿 泊、運送等の役務の提供の対価の額であるが、これらは輸出免税取引に該当せず(消費 税法施行令17条2項7号)、課税標準額に加算すべきものである。

なお、原告が免税売上額としていた金額6億3605万6653円(乙10付表2②欄)のうちの免税売上げとはならない金額4億2904万6175円について、当該金額に含まれる消費税等相当額2043万0771円を控除した金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額(別表3④欄)

1706万3520円

上記金額は、消費税法29条の規定により、前記(ア)の金額に税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額(別表35欄)

2375万0443円

上記金額は、次のaの金額と、bの金額にcの課税売上割合を乗じて算出した金額との合計額である。

a 課税仕入れに係る消費税額のうち課税売上げのみに要するもの(別表3⑥欄)

2253万6599円

上記金額は、消費税法30条2項に規定する課税売上割合(同条6項)が100分の95に満たないときにおいて控除する課税仕入れに係る消費税額のうち、課税売上げ(課税資産の譲渡等)にのみ要する課税仕入れ等の税額であり、平成21年6月期消費税等確定申告書(乙10)付表204欄に記載された金額と同額である。

b 課税仕入れに係る消費税額のうち課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (別表3⑦欄) 148万4477円

上記金額は、消費税法30条2項に規定する課税売上割合(同条6項)が100分の95に満たないときにおいて控除する課税仕入れに係る消費税額のうち、課税売上げ(課税資産の譲渡等)と非課税売上げ(その他の資産の譲渡等)に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額であり、平成21年6月期消費税等確定申告書(乙10)付表2⑤欄に記載された金額と同額である。

c 課税売上割合(別表3⑧欄)

81.769164148%

上記割合は、消費税法30条6項に規定する課税売上割合であり、次の(a)の金額を(b)の金額で除して算出したものである。

(a) 課税資産の譲渡等の対価の額(別表39欄)

6億3359万9202円

上記金額は、課税資産の譲渡等(消費税法2条1項9号)の対価の額であり、次の ①及び②の金額の合計額である。

- ① 課税標準額(別表3⑩欄) 4億2658万8724円 上記金額は、前記(ア) a に記載した確定申告における課税標準額1797万3 320円及び前記(ア) b に記載した課税標準額に加算すべき金額4億0861万 5404円の合計額である。
- ② 免税売上額(別表3⑪欄) 2億0701万0478円 上記金額は、平成21年6月期消費税等確定申告書(乙10)付表2②欄に免税 売上額として記載された金額6億3605万6653円から、前記(ア)bに記載 した免税売上げとはならない金額4億2904万6175円を減額した金額であ る。
- (b) 資産の譲渡等の対価の額(別表3③欄) 7億7486万3249円 上記金額は、資産の譲渡等(消費税法2条1項8号)の対価の額であり、前記(a) に記載した課税資産の譲渡等の対価の額6億3359万9202円及び平成21年 6月期消費税等確定申告書(乙10)付表2⑥欄に非課税売上額として記載された金額1億4126万4047円の合計額である。
- (エ) 差引税額(別表3⑭欄) △668万6923円 上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ウ)の金額を控除した金額である。
- (オ)地方消費税の課税標準額(別表3⑤欄) △668万6923円 上記金額は、上記(エ)の金額であり、地方税法72条の77第2号及び72条の82 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。
- (カ)譲渡割額(別表3⑥欄) △167万1730円 上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の金額に税率100分 の25を乗じて算出した金額である。
- サ 平成21年9月期

平成21年9月期に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、以下のとおりである。

- (ア) 課税標準額 (別表3①欄) 7億0907万7000円 上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。
  - a 確定申告における課税標準額 4158万5594円 上記金額は、原告が平成21年11月30日に処分行政庁に提出した平成21年9月 期の消費税等の確定申告書(乙11。以下「平成21年9月期消費税等確定申告書」と いう。)付表2①欄に課税売上額として記載された金額と同額である。
  - b 課税標準額に加算すべき金額 6億6749万1723円 上記金額は、原告が輸出免税取引としていた非居住者に対する国内における飲食、宿 泊、運送等の役務の提供の対価の額であるが、これらは輸出免税取引に該当せず(消費 税法施行令17条2項7号)、課税標準額に加算すべきものである。

なお、原告が免税売上額としていた金額9億7638万8855円(乙11付表2②

欄)のうちの免税売上げとはならない金額7億0086万6310円について、当該金額に含まれる消費税等相当額3337万4587円を控除した金額である。

- (イ)課税標準額に対する消費税額(別表3④欄) 2836万3080円 上記金額は、消費税法29条の規定により、前記(ア)の金額に税率100分の4を乗 じて算出した金額である。
- (ウ) 控除対象仕入税額(別表3⑤欄) 3597万9348円 上記金額は、次のaの金額と、bの金額にcの課税売上割合を乗じて算出した金額との 合計額である。
  - a 課税仕入れに係る消費税額のうち課税売上げのみに要するもの(別表3⑥欄)

3421万1432円

上記金額は、消費税法30条2項に規定する課税売上割合(同条6項)が100分の95に満たないときにおいて控除する課税仕入れに係る消費税額のうち、課税売上げ(課税資産の譲渡等)にのみ要する課税仕入れ等の税額であり、平成21年9月期消費税等確定申告書(乙11)付表204欄に記載された金額と同額である。

b 課税仕入れに係る消費税額のうち課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (別表3⑦欄) 210万4967円

上記金額は、消費税法30条2項に規定する課税売上割合(同条6項)が100分の95に満たないときにおいて控除する課税仕入れに係る消費税額のうち、課税売上げ(課税資産の譲渡等)と非課税売上げ(その他の資産の譲渡等)に共通して要する課税仕入れ等の税額の合計額であり、平成21年9月期消費税等確定申告書(乙11)付表2⑤欄に記載された金額と同額である。

- c 課税売上割合(別表38欄) 83.987852612% 上記割合は、消費税法30条6項に規定する課税売上割合であり、次の(a)の金額を(b)の金額で除して算出したものである。
- (a) 課税資産の譲渡等の対価の額(別表3⑨欄) 9億8459万9862円 上記金額は、課税資産の譲渡等(消費税法2条1項9号)の対価の額であり、次の ①及び②の金額の合計額である。
  - ① 課税標準額(別表3⑩欄) 7億0907万7317円 上記金額は、前記(ア) a に記載した確定申告における課税標準額4158万5 594円及び前記(ア) b に記載した課税標準額に加算すべき金額6億6749万 1723円の合計額である。
  - ② 免税売上額(別表3⑪欄) 2億7552万2545円 上記金額は、平成21年9月期消費税等確定申告書(乙11)付表2②欄に免税 売上額として記載された金額9億7638万8855円から、前記(ア) bに記載 した免税売上げとはならない金額7億0086万6310円を減額した金額であ る。
- (b) 資産の譲渡等の対価の額(別表3③欄) 11億7231万2223円 上記金額は、資産の譲渡等(消費税法2条1項8号)の対価の額であり、前記(a) に記載した課税資産の譲渡等の対価の額9億8459万9862円及び平成21年 9月期消費税等確定申告書(乙11)付表2⑥欄に非課税売上額として記載された金

額1億8771万2361円の合計額である。

(工) 差引税額(別表3個欄)

△761万6268円

上記金額は、前記(イ)の金額から前記(ウ)の金額を控除した金額である。

(オ) 地方消費税の課税標準額(別表3⑤欄)

△761万6268円

上記金額は、上記(エ)の金額であり、地方税法72条の77第2号及び72条の82 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(カ) 譲渡割額(別表36欄)

△190万4067円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、上記(オ)の金額に税率100分の25を乗じて算出した金額である。

(キ)納付すべき消費税等の合計額(別表3⑰欄)

△952万0335円

上記金額は、上記(エ)の金額と上記(カ)の金額の合計額である。

#### (2) 本件各賦課決定処分の適法性の根拠

本件各更正処分はいずれも適法であるところ、原告が本件各更正処分により新たに納付すべき消費税等の合計額の計算の基礎となった事実のうち、これらが本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、同法65条4項にいう正当な理由があると認められるものがあるとは認められない。

したがって、原告に課されるべき過少申告加算税の額は、本件各更正処分により、原告が新たに納付すべきこととなった税額を基礎として、次のとおり算出される金額である。

### ア 平成19年3月期

平成19年3月期の過少申告加算税の額は、平成19年3月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額6474万円(甲1の1。ただし、国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)を基礎として、これに100分の10の割合を乗じて算出した金額647万4000円と、平成19年3月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額6474万6100円のうち50万円を超える部分に相当する税額である6424万円(ただし、国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)に100分の5の割合を乗じて算出した金額321万2000円との合計額968万6000円である。

# イ 平成19年6月期

平成19年6月期の過少申告加算税の額は、平成19年6月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額5769万円(甲1の2)を基礎として、これに100分の10の割合を乗じて算出した金額576万9000円と、平成19年6月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額5769万5700円のうち50万円を超える部分に相当する税額である5719万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額285万9500円との合計額862万8500円である。

#### ウ 平成19年9月期

平成19年9月期の過少申告加算税の額は、平成19年9月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額7233万円(甲1の3)を基礎として、これに100分の10の割合を乗じて算出した金額723万3000円と、平成19年9月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額7233万6800円のうち50万円を超える部分に相当する税額である7183万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額359万1500円と

の合計額1082万4500円である。

## 工 平成19年12月期

平成19年12月期の過少申告加算税の額は、平成19年12月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額6929万円(甲1の4)を基礎として、これに100分の10の割合を乗じて算出した金額692万9000円と、平成19年12月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額6929万1700円のうち50万円を超える部分に相当する税額である6879万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額343万9500円との合計額1036万8500円である。

# 才 平成20年3月期

平成20年3月期の過少申告加算税の額は、平成20年3月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額7331万円(甲1の5)を基礎として、これに100分の10の割合を乗じて算出した金額733万1000円と、平成20年3月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額7331万5000円のうち50万円を超える部分に相当する税額である7281万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額364万0500円との合計額1097万1500円である。

## カ 平成20年6月期

平成20年6月期の過少申告加算税の額は、平成20年6月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額6029万円(甲1の6)を基礎として、これに100分の10の割合を乗じて算出した金額602万9000円と、平成20年6月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額6029万2500円のうち50万円を超える部分に相当する税額である5979万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額298万9500円との合計額901万8500円である。

## キ 平成20年9月期

平成20年9月期の過少申告加算税の額は、平成20年9月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額5598万円(甲1の7)を基礎として、これに100分の10の割合を乗じて算出した金額559万8000円と、平成20年9月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額5598万6600円のうち50万円を超える部分に相当する税額である5548万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額277万4000円との合計額837万2000円である。

# ク 平成20年12月期

平成20年12月期の過少申告加算税の額は、平成20年12月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額2874万円(甲1の8)を基礎として、これに100分の10の割合を乗じて算出した金額287万4000円と、平成20年12月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額2874万7700円のうち50万円を超える部分に相当する税額である2824万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額141万2000円との合計額428万6000円である。

#### ケ 平成21年3月期

平成21年3月期の過少申告加算税の額は、平成21年3月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額2199万円(甲1の9)を基礎として、これに100分の10の割合を乗じて算出した金額219万9000円と、平成21年3月期更正処分における差引納

付すべき消費税等の税額2199万8300円のうち50万円を超える部分に相当する税額である2149万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額107万4500円との合計額327万3500円である。

# コ 平成21年6月期

平成21年6月期の過少申告加算税の額は、平成21年6月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額1836万円(甲1の10)を基礎として、これに100分の10の割合を乗じて算出した金額183万6000円と、平成21年6月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額1836万1800円のうち50万円を超える部分に相当する税額である1786万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額89万3000円との合計額272万9000円である。

## サ 平成21年9月期

平成21年9月期の過少申告加算税の額は、平成21年9月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額2968万円(甲1の11)を基礎として、これに100分の10の割合を乗じて算出した金額296万8000円と、平成21年9月期更正処分における差引納付すべき消費税等の税額2968万8100円のうち50万円を超える部分に相当する税額である2918万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額145万9000円との合計額442万7000円である。

1 平成19年3月期 単位:円

区分	年月日	課税標準額	納付すべき 消費税の額 ①	納付すべき 地方消費税の額 ②	納付すべき 消費税等の額 ③ (①+②)	過少申告加算税
確定申告	平成19年5月31日	61, 804, 000	△ 56, 584, 548	△ 14, 146, 137	△ 70, 730, 685	
更正等	平成22年4月28日	1, 356, 727, 000	△ 4, 787, 628	△ 1, 196, 907	△ 5, 984, 535	9, 686, 000
異議申立て	平成22年6月23日	61, 804, 000	△ 56, 584, 548	△ 14, 146, 137	△ 70, 730, 685	0
異議決定	平成22年9月15日			棄却		
審査請求	平成22年10月15日	61, 804, 000	△ 56, 584, 548	△ 14, 146, 137	△ 70, 730, 685	0
裁決	平成23年6月14日			棄却	_	

2 平成19年6月期 単位:円

区分	年月日	課税標準額	納付すべき 消費税の額 ①	納付すべき 地方消費税の額 ②	納付すべき 消費税等の額 ③ (①+②)	過少申告加算税
確定申告	平成19年8月31日	61, 867, 000	△ 51, 879, 076	△ 12, 969, 769	△ 64, 848, 845	
更正等	平成22年4月28日	1, 215, 782, 000	△ 5, 722, 476	△ 1, 430, 619	△ 7, 153, 095	8, 628, 500
異議申立て	平成22年6月23日	61, 867, 000	△ 51, 879, 076	△ 12, 969, 769	△ 64, 848, 845	0
異議決定	平成22年9月15日			棄却		
審査請求	平成22年10月15日	61, 867, 000	△ 51, 879, 076	△ 12, 969, 769	△ 64, 848, 845	0
裁決	平成23年6月14日			棄却		

3 平成19年9月期 単位:円

- 1///	1//4==1=/4//						
区分	年月日	課税標準額	納付すべき 消費税の額 ①	納付すべき 地方消費税の額 ②	納付すべき 消費税等の額 ③ (①+②)	過少申告加算税	
確定申告	平成19年11月30日	66, 507, 000	△ 65, 373, 904	△ 16, 343, 476	△ 81, 717, 380		
更正等	平成22年4月28日	1, 513, 246, 000	△ 7, 504, 344	△ 1,876,086	△ 9, 380, 430	10, 824, 500	
異議申立て	平成22年6月23日	66, 507, 000	△ 65, 373, 904	△ 16, 343, 476	△ 81, 717, 380	0	
異議決定	平成22年9月15日			棄却			
審査請求	平成22年10月15日	66, 507, 000	△ 65, 373, 904	△ 16, 343, 476	△ 81, 717, 380	0	
裁決	平成23年6月14日			棄却			

4 平成19年12月期 単位:円

区分	年月日	課税標準額	納付すべき 消費税の額 ①	納付すべき 地方消費税の額 ②	納付すべき 消費税等の額 ③ (①+②)	過少申告加算税
確定申告	平成20年2月29日	86, 415, 000	△ 61, 308, 026	△ 15, 327, 006	△ 76, 635, 032	
更正等	平成22年4月28日	1, 472, 250, 000	△ 5,874,626	$\triangle$ 1, 468, 656	△ 7, 343, 282	10, 368, 500
異議申立て	平成22年6月23日	86, 415, 000	△ 61, 308, 026	△ 15, 327, 006	△ 76, 635, 032	0
異議決定	平成22年9月15日			棄却		
審査請求	平成22年10月15日	86, 415, 000	△ 61, 308, 026	△ 15, 327, 006	△ 76, 635, 032	0
裁決	平成23年6月14日			棄却		

5 平成20年3月期 単位:円

区分	年月日	課税標準額	納付すべき 消費税の額 ①	納付すべき 地方消費税の額 ②	納付すべき 消費税等の額 ③ (①+②)	過少申告加算税
確定申告	平成20年6月2日	63, 462, 000	△ 67, 368, 671	△ 16, 842, 167	△ 84, 210, 838	
更正等	平成22年4月28日	1, 529, 764, 000	△ 8, 716, 591	$\triangle$ 2, 179, 147	△ 10, 895, 738	10, 971, 500
異議申立て	平成22年6月23日	63, 462, 000	△ 67, 368, 671	△ 16, 842, 167	△ 84, 210, 838	0
異議決定	平成22年9月15日			棄却		
審査請求	平成22年10月15日	63, 462, 000	△ 67, 368, 671	△ 16, 842, 167	△ 84, 210, 838	0
裁決	平成23年6月14日			棄却		

6 平成20年6月期 単位:円

区分	年月日	課税標準額	納付すべき 消費税の額 ①	納付すべき 地方消費税の額 ②	納付すべき 消費税等の額 ③ (①+②)	過少申告加算税
確定申告	平成20年8月29日	86, 592, 000	△ 55, 074, 586	△ 13, 768, 646	△ 68, 843, 232	
更正等	平成22年4月28日	1, 292, 443, 000	△ 6,840,546	△ 1,710,136	△ 8, 550, 682	9, 018, 500
異議申立て	平成22年6月23日	86, 592, 000	△ 55, 074, 586	△ 13, 768, 646	△ 68, 843, 232	0
異議決定	平成22年9月15日			棄却		
審査請求	平成22年10月15日	86, 592, 000	△ 55, 074, 586	△ 13, 768, 646	△ 68, 843, 232	0
裁決	平成23年6月14日			棄却		

7 平成20年9月期 単位:円

区分	年月日	課税標準額	納付すべき 消費税の額 ①	納付すべき 地方消費税の額 ②	納付すべき 消費税等の額 ③ (①+②)	過少申告加算税
確定申告	平成20年12月1日	246, 732, 000	△ 48, 323, 129	△ 12, 080, 782	△ 60, 403, 911	
更正等	平成22年4月28日	1, 366, 416, 000	$\triangle$ 3, 533, 775	△ 883, 443	△ 4, 417, 218	8, 372, 000
異議申立て	平成22年6月23日	246, 732, 000	△ 48, 323, 129	△ 12, 080, 782	△ 60, 403, 911	0
異議決定	平成22年9月15日			棄却		
審査請求	平成22年10月15日	246, 732, 000	△ 48, 323, 129	△ 12, 080, 782	△ 60, 403, 911	0
裁決	平成23年6月14日		_	棄却		

8 平成20年12月期 単位:円

- 1/941247/4						
区分	年月日	課税標準額	納付すべき 消費税の額 ①	納付すべき 地方消費税の額 ②	納付すべき 消費税等の額 ③ (①+②)	過少申告加算税
確定申告	平成21年3月2日	54, 837, 000	△ 29, 889, 895	$\triangle$ 7, 472, 473	△ 37, 362, 368	
更正等	平成22年4月28日	629, 673, 000	△ 6,891,608	△ 1,722,902	△ 8,614,510	4, 286, 000
異議申立て	平成22年6月23日	54, 837, 000	△ 29, 889, 895	$\triangle$ 7, 472, 473	△ 37, 362, 368	0
異議決定	平成22年9月15日			棄却		
審査請求	平成22年10月15日	54, 837, 000	△ 29, 889, 895	△ 7, 472, 473	△ 37, 362, 368	0
裁決	平成23年6月14日			棄却		

9 平成21年3月期 単位:円

区分	年月日	課税標準額	納付すべき 消費税の額 ①	納付すべき 地方消費税の額 ②	納付すべき 消費税等の額 ③ (①+②)	過少申告加算税
確定申告	平成21年6月1日	53, 211, 000	△ 26, 518, 713	△ 6,629,678	△ 33, 148, 391	
更正等	平成22年4月28日	493, 058, 000	△ 8, 919, 976	△ 2, 229, 994	△ 11, 149, 970	3, 273, 500
異議申立て	平成22年6月23日	53, 211, 000	△ 26, 518, 713	$\triangle$ 6, 629, 678	△ 33, 148, 391	0
異議決定	平成22年9月15日			棄却		
審査請求	平成22年10月15日	53, 211, 000	△ 26, 518, 713	△ 6,629,678	△ 33, 148, 391	0
裁決	平成23年6月14日			棄却		

10 平成21年6月期 単位:円

区分	年月日	課税標準額	納付すべき 消費税の額 ①	納付すべき 地方消費税の額 ②	納付すべき 消費税等の額 ③ (①+②)	過少申告加算税
確定申告	平成21年8月27日	17, 973, 000	△ 23, 038, 475	△ 5, 759, 618	△ 28, 798, 093	
更正等	平成22年4月28日	385, 057, 000	△ 8, 348, 886	△ 2,087,221	△ 10, 436, 107	2, 729, 000
異議申立て	平成22年6月23日	17, 973, 000	△ 23, 038, 475	△ 5, 759, 618	△ 28, 798, 093	0
異議決定	平成22年9月15日			棄却		
審査請求	平成22年10月15日	17, 973, 000	△ 23, 038, 475	△ 5, 759, 618	△ 28, 798, 093	0
裁決	平成23年6月14日		_	棄却		

11 平成21年9月期 単位:円

	1 1/4 = 1 1 0 / 1 / 1						
区分	年月日	課税標準額	納付すべき 消費税の額 ①	納付すべき 地方消費税の額 ②	納付すべき 消費税等の額 ③ (①+②)	過少申告加算税	
確定申告	平成21年11月30日	41, 585, 000	△ 34, 325, 278	△ 8, 581, 319	△ 42, 906, 597		
更正等	平成22年4月28日	635, 142, 000	△ 10, 574, 728	△ 2,643,682	△ 13, 218, 410	4, 427, 000	
異議申立て	平成22年6月23日	41, 585, 000	△ 34, 325, 278	△ 8, 581, 319	△ 42, 906, 597	0	
異議決定	平成22年9月15日			棄却			
審査請求	平成22年10月15日	41, 585, 000	△ 34, 325, 278	△ 8, 581, 319	△ 42, 906, 597	0	
裁決	平成23年6月14日			棄却			

<sup>※</sup>上記各表中の「△」を付した金額は、還付金額を意味する。

別表2 本件各課税期間の消費税等の額の計算(課税売上割合が95%以上である課税期間)

単位:円

	区分	課税期間		平成19年3月期	平成19年6月期	平成19年9月期	平成19年12月期	平成20年3月期	平成20年6月期
	課和	税標準額(②+③)	1	1, 603, 775, 000	1, 391, 782, 000	1, 753, 525, 000	1, 686, 278, 000	1, 726, 683, 000	1, 484, 727, 000
		申告額	2	61, 804, 464	61, 867, 970	66, 507, 507	86, 415, 726	63, 462, 840	86, 592, 740
消		課税標準額に加算すべき額	3	1, 541, 971, 161	1, 329, 914, 190	1, 687, 018, 108	1, 599, 863, 035	1, 663, 220, 280	1, 398, 135, 174
費税	課利	税標準額に対する消費税額	4	64, 151, 000	55, 671, 280	70, 141, 000	67, 451, 120	69, 067, 320	59, 389, 080
		除対象仕入税額 消費税等確定申告書④欄)	⑤	59, 056, 708	54, 353, 756	68, 034, 184	64, 764, 626	69, 907, 151	58, 538, 266
		引税額(控除不足還付税額) ④-⑤)	6	5, 094, 200	1, 317, 500	2, 106, 800	2, 686, 400	△ 839, 831	850, 800
地方	地	方消費税の課税標準となる消費税額 (⑥)	7	5, 094, 200	1, 317, 500	2, 106, 800	2, 686, 400	△ 839, 831	850, 800
消費税	譲	渡割額 (⑦×25%)	8	1, 273, 500	329, 300	526, 700	671, 600	△ 209, 957	212, 700
納	付す	·べき消費税等の合計額 (⑥+⑧)	9	6, 367, 700	1, 646, 800	2, 633, 600	3, 358, 000	△ 1,049,788	1, 063, 500

<sup>※「△」</sup>を付した金額は、マイナスの額、あるいは、還付額を意味する。

別表3 本件各課税期間の消費税等の額の計算(課税売上割合が95%を下回る課税期間)

単位:円

課税期間 区分			平成20年9月期	平成20年12月期	平成21年3月期	平成21年6月期	平成21年9月期	
	課税標準額 (②+③)		1)	1, 531, 236, 000	701, 622, 000	526, 272, 000	426, 588, 000	709, 077, 000
		申告額	2	246, 732, 636	54, 837, 331	53, 211, 794	17, 973, 320	41, 585, 594
	1	課税標準額に加算すべき額	3	1, 284, 504, 085	646, 785, 265	473, 060, 539	408, 615, 404	667, 491, 723
	課税標準額に対する消費税額		61, 249, 440	28, 064, 880	21, 050, 880	17, 063, 520	28, 363, 080	
	控除対象仕入税額(⑥+⑦×⑧)		(5)	58, 190, 112	32, 077, 902	28, 641, 920	23, 750, 443	35, 979, 348
		課税仕入に係る消費税額のうち課税売上のみに要 するもの(申告額)	6	56, 922, 851	30, 906, 730	27, 538, 237	22, 536, 599	34, 211, 432
		課税仕入に係る消費税額のうち課税売上げと非課 税売上げに共通して要するもの(申告額)	7	1, 337, 909	1, 348, 458	1, 307, 878	1, 484, 477	2, 104, 967
	i	課税売上割合 (⑨÷⑬)	8	94. 719523909%	86. 852731189%	84. 387328776%	81. 769164148%	83. 987852612%
		課税資産の譲渡等の対価の額 (⑩+⑪)	9	1, 809, 648, 241	881, 776, 868	758, 794, 112	633, 599, 202	984, 599, 862
		課税標準額(②+③)	10	1, 531, 236, 721	701, 622, 596	526, 272, 333	426, 588, 724	709, 077, 317
		免税売上額	(1)	278, 411, 520	180, 154, 272	232, 521, 779	207, 010, 478	275, 522, 545
		非課税売上額 (申告額)	12	100, 885, 265	133, 478, 330	140, 386, 041	141, 264, 047	187, 712, 361
		資産の譲渡等の対価の額 (⑩+⑪+⑫)	13)	1, 910, 533, 506	1, 015, 255, 198	899, 180, 153	774, 863, 249	1, 172, 312, 223
	差引税額 (④-⑤)		3, 059, 300	△ 4,013,022	△ 7,591,040	△ 6,686,923	△ 7,616,268	
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額(⑭) ⑤		3, 059, 300	△ 4,013,022	△ 7,591,040	△ 6,686,923	△ 7,616,268	
	譲渡割額(⑮×25%)		764, 800	△ 1,003,255	△ 1,897,760	△ 1,671,730	△ 1,904,067	
納	納付すべき消費税等の合計額 (⑭+⑯) ⑰			3, 824, 100	△ 5,016,277	△ 9, 488, 800	△ 8, 358, 653	△ 9, 520, 335

<sup>※「△」</sup>を付した金額は、マイナスの額、あるいは、還付額を意味する。